

第5章

具体的な施策の目標

第1目標 「子ども・若者の最善の利益を第一に考える「こどもまんなか」「えひめ」

①-1 子ども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有

第2目標 「子ども・若者に温もりのある暮らし」を保障する「えひめ」

②-2 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

②-3 子どもや若者への切れ目のない保健・医療の提供

②-4 こどもの貧困対策

②-5 障がい児支援・医療的ケア児等への支援

②-6 児童虐待防止対策と社会的養育の推進及びヤングケアラーへの支援

②-7 不登校・ひきこもり等への支援

②-8 その他の配慮が必要な子ども・若者の支援

第3目標 「親子に安心な生活環境」を提供する「えひめ」

③-9 子ども・若者の自殺対策、犯罪などから子ども・若者を守る取組

第4目標 「命の誕生」が心から祝福される「えひめ」

④-10 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の提供

第5目標 「希望する教育と育ち」が受けられる「えひめ」

⑤-11 こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実

第6目標 「希望する教育と自立」を支援する「えひめ」

⑥-12 こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育

⑥-13 居場所づくり

⑥-14 小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実

⑥-15 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育

⑥-16 いじめ防止

⑥-17 不登校の子どもへの支援

⑥-18 校則の見直し

⑥-19 体罰や不適切な指導の防止

⑥-20 高校中退の予防、高校中退後の支援

第7目標 「修学・地域活動・就労・家庭生活を持つことで、ライフキャリアや子育てに夢」 が感じられる「えひめ」

⑦-21 高等教育の修学支援、高等教育の充実

⑦-22 就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組

⑦-23 結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援

⑦-24 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談支援

第8目標 「家庭・地域の愛情」で育む「えひめ」

⑧-25 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

⑧-26 地域子育て支援、家庭教育支援

⑧-27 ひとり親家庭への支援

第9目標 「子育てと仕事の両立」を実現する「えひめ」

⑨-28 共働き・共育での推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大

第5章 具体的な施策の目標

〔ライフステージ全期間〕

第1目標 こども・若者の最善の利益を第一に考える
「こどもまんなか」「えひめ」

【現状と課題】

令和5年4月に施行された「こども基本法」は、日本国憲法、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、こども施策の基本理念として、「全てのこどもについて、その年齢及び発達
の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会活動に接する機会が確保されていること」、「全てのこどもについて、その年齢及び発達
の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること」が掲げら
れています。

一方で、国の調査によると、「自分自身に満足している」こども・若者の割合は半数を下回
り、諸外国と比べて我が国のこども・若者の自己肯定感や幸福度は低いとされています。

本県のこども施策の推進にあたっては、こども・若者を権利の主体として認識し、その多
様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、最善の利益が優先されるよう、こどもや若者、子
育て当事者の視点に立ち、これら関係者の意見を聴き、対話しながら進めていくことが重要
です。

【具体的な施策】

①-1 こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有

① こども・若者の権利に関する普及啓発

○すべてのこども・若者に対して、こども基本法の趣旨や内容についての理解を
深め、こどもが自らの権利に関する理解を促進するための情報提供を行うとと
もに、民間団体等と連携して、こども・若者が権利の主体であることを広く周
知・啓発を行います。

② こども・若者から意見聴取

◎こども・若者を将来を担うというだけの存在ではなく、いまを生きる県民とし
て捉え、こども・若者等の意見を聴きながら、こども施策をともに進めていき
ます。

③ 社会参画・意見反映を支える環境整備

◎こども・若者の社会参画と意見反映を車の両輪として進め、こどもや若者が意
見を言いやすい環境をつくるため、安全・安心な場とともに、意見を引き出す
ファシリテーター等の人材確保に努めます。

○また、児童館やこども食堂などの多様な居場所のほか、社会教育施設、民間団
体等と連携して、地域におけるこども・若者の社会参画・意見反映の拠点とな
りうる環境整備を進めます。

④ 社会的養護に係るこどもの権利擁護の環境整備

○児童相談所が支援に関わるこどもや、里親や児童養護施設等の社会的養護で暮
らすこどもの権利擁護を図るため、こどもの意見表明を支援するなど、こども
の権利擁護の環境整備を進めます。

目標指標

	目 標 指 標	基準値	目標値	担 当
01	「こども施策に関して自身の意見が聴いてもらえている」と思うこども・若者の割合	20.3% (R5 全国調査)	70.0% (R8)	少子化対策・ 男女参画室

第2目標 「こども・若者に温もりのある暮らし」を保障する“えひめ”

【現状と課題】

こどもや若者の最善の利益を第一に考え、こどもや若者を権利の主体としてその権利を保障し、健やかな成長を後押しする「こどもまんなか社会」の実現には、すべてのこども・若者が保護者や社会に支えられ、自らの力で未来の社会をよりよいものに変えていく力を身に付けるとともに、他者との関りを通じて社会に参画できるよう支援することが必要です。

本県の令和5年度における児童虐待相談対応件数は、児童相談所で1,542件、市町で1,336件、計2,878件と依然として高い水準で推移しており、深刻な状況にあることから、児童相談所の体制を強化することが喫緊の課題となっています。

このため、こどもの安全確保を最優先とした迅速・的確な対応に繋げるため、児童相談所における児童福祉司等の専門職員を適正に配置するとともに、研修等の実施により専門性の向上を図る必要があります。

また、児童虐待の早期発見・早期対応のため、身近な相談窓口である市町における相談支援体制、一時保護機能を含めた児童受入体制の構築、強化が重要です。

さらに、同一家庭で、DVと児童虐待が行われることもあることから、DV対応と児童虐待対応の緊密な連携が必要です。

本県の代替養育を受けているこどもは、令和6年6月1日現在で、450人（児童養護施設286人、乳児院24人、里親89人、ファミリーホーム51人）おり、この他にもこどものケアニーズに応じて児童心理治療施設や児童自立支援施設等で暮らすこどももいます。家庭で暮らすことができない理由は様々ですが、こどもたち一人ひとりのニーズに合わせた養育環境を提供することができるよう、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障（永続的解決）の理念を念頭に、できる限りこどもの意向を尊重した対応に努める必要があります。

また、児童養護施設等に入所中のこどもはもとより退所者に対しても、関係機関が連携し、進学や就労、安定した生活を送るための支援を計画的に提供することが重要です。

すべての県民が、障がいの有無にかかわらず、お互いに人格と個性を尊重し、共に暮らし、支え合う「共生社会」の実現を目指し、障がい児（者）やその家族が、地域生活において必要な支援を受けられるよう、体制整備に努めることが必要です。

また、一人ひとりの障がいの状況に応じた就学の場の早期提供や、障がいの程度にかかわらず、こどもたちが適切な教育を受けられるよう、施設・設備の充実や教職員の資質向上に努めることが必要です。

【具体的な施策】

②-2 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

ア 遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着

① 心豊かな人間の育成

- 児童生徒が自己を確立し、社会の能動的形成者となるよう、学校の教育活動全体を通じて、豊かな心を持ち、たくましく生きる人間の育成を図ります。
- 先人の業績等を学び、郷土を愛する態度、よりよく生きる喜びなどの道徳的価値の自覚を深める道徳教育や、実生活の課題を探究・解決する総合的な学習の時間の充実に努めるとともに、職場体験活動、ボランティア活動、自然体験活動、子育て体験活動などの体験活動を通して、豊かな心や社会性、人間関係形成能力を育成するなど、児童生徒の心の教育の充実に努めます。

- 児童生徒一人一人に応じた指導の工夫や特別活動の活性化を図ることにより、個性を伸ばし、創造性を育て、豊かな感性や情操をもった児童生徒の育成に努めます。

② **健康教育の充実**

- 教育課程説明会や教員研修会等を通じて、体育担当教員の資質向上や指導力強化を図ります。
- 地域の優れたスポーツ指導者等を公立学校に派遣し、運動部活動の活性化を図ります。
- ◎えひめ広域スポーツセンターを拠点として総合型地域スポーツクラブの創設・育成を支援します。
- こどもの体力の低下や「運動するこども」と「そうでないこども」の二極化傾向を踏まえ、「えひめ子どもの体力向上プラン」、「第2次えひめ子ども健康サポート推進計画」の取組から得た課題に基づき、学校、家庭、地域が連携して、体育・スポーツ活動を推進します。
- 運動・生活習慣の改善等についても、粘り強い指導に努めます。
- 体育の授業改善や体育の授業以外で運動する場を設定するなど、学校の教育活動全体を通して、運動の日常化と豊かな人間性の育成に努めます
- 栄養教諭を中核とした食育の充実をはじめ、地域の専門家や関係機関等と連携した健康教育を一層推進します。
- 養護教諭研修等を実施し、健康教育指導者の資質向上を図ります。
- 小中学校を中心に、フッ化物洗口を普及させるとともに、歯科保健指導を実施します。
- 学校教育の場において、未成年の喫煙防止等に関する教育を継続するとともに、家庭や地域を巻き込んだ包括的な教育を推進します。
- 性に関する教育、薬物乱用防止教育、安全教育に取り組み、生涯を通じ健康で明るい生活を営むための基礎づくりに努めます。

③ **食育の推進**

- ◎保健所、市町及び民間ボランティア等が連携し、ライフステージに応じたこどもの食育を推進します。
- 栄養教諭等を中心とした食に関する指導の充実を図ります。
- それぞれの地域特性を踏まえ、郷土への愛着と食文化に根ざした食育を、地産地消を含め関係機関と連携して推進します。

④ **読書活動と生涯学習の推進**

- こどもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けることができるよう、朝の読書活動の実施など、読書活動の推進に努めます。
- 学校図書館においては、こどもの自由な読書活動や読書指導の場である「読書センター」や学習活動を支援したり授業の内容を豊かにしてその理解を深めたりする「学習センター」、情報ニーズに対応したり情報の収集・選択・活用能力を育成したりする「情報センター」としての機能の充実に努めるとともに、司書教諭の配置促進を図り、学校図書館資料の選択・収集・提供やこどもの読書活動に対する指導等を行います。
- 県立図書館においては、関係機関との連携・協力を深め、こどもへの読み聞かせや地域の指導者の養成等を推進するとともに、こどもの読書に関する情報の収集・発信、こどもの読書活動の推進に関わる団体・関係者の育成など、こども読書活動の推進支援センターとしての機能の充実に努めます。
- 県立図書館を始めとする地域の図書館と学校図書館の連携を更に深め、調べ学習用の図書・資料の貸出や職場体験学習に対する協力、キャリア教育への支援など、学校図書館への支援に努めます。

- 「愛媛県子ども読書活動推進計画」に基づき、こどもの読書環境の充実を図るとともに、地域の活動リーダー、ボランティア等の養成に努めます。
- 多様な学習ニーズに対応する「生涯学習社会」を実現するため、学習機会を充実する取組や学習した成果が適切に評価されるための仕組みづくりの推進に取り組みます。

⑤ 「少年の日」による自己確立の促進

- 県社会福祉協議会の主唱により定めた「少年の日」を通じて、社会の一員としての自覚を新たに促し、将来を見据えて志を立て、心身共に健康で自律的に行動できる生徒の育成に努めます。
- 学校、家庭、地域が連携して、「少年の日」の行事に取り組み、喜びや苦勞を分かち合いながら、共通の目標を達成することにより、共に協力し、信頼し合える望ましい人間関係づくりに努め、地域を挙げての青少年の健全育成を推進します。
- 県、教育委員会及び県青少年育成協議会が連携・協力し、中学校2年生を対象に、「少年の日」の三つの目標（自覚、立志、健康）を啓発し、大人への成長の自覚を促します。

⑥ 青少年スポーツ活動の推進

- 「えひめ広域スポーツセンター」を通じて、総合型地域スポーツクラブの設立や運営について支援を行い、地域スポーツの活性化に努めます。
- 青少年の多様なニーズに応じたスポーツ活動を、競技団体、総合型地域スポーツクラブ等の関係団体において、計画的・継続的に実施し、青少年の体力の向上と生涯を通してスポーツに親しむ素地を培っていきます。
- スポーツ教室、スポーツ大会、野外活動等各種スポーツ活動を通して、青少年が、健全な生活習慣を身に付けることができるよう努めます。
- 東・中・南予に障がい者地域スポーツコーディネーターを設置し、各特別支援学校の学校体育施設等を地域拠点施設として位置付け、在校生、卒業生、地域の障がい者等を対象にスポーツの体験交流会や競技会を開催し、地域の障がい者等が身近にスポーツを楽しめる場を提供します。
- ジュニア選手の海外遠征や外国選手の合宿受入など、スポーツを通じた国際交流を推進し、競技力向上や異文化理解促進を図ることにより青少年の育成に努めます。

⑦ 体験活動の推進

- えひめこどもの城を始めとする児童館の活用により、遊びを通してこどもたちの健全な育成を支援します。
- ◎えひめこどもの城については、魅力ある新たな遊具の設置や、特に酷暑時など天候によらず安全に利用できるよう施設設備を積極的に進めるなど、本県唯一の大型児童館として更なる魅力向上に取り組むとともに、とべもりジップラインでつながったとべ動物園を始めとするとべもり+(プラス)の各施設間の連携をさらに強化し、こどもの創造力や自主性、豊かな感受性等を育むための機会の提供に努めます。
- こどもが主体的に参加できる、社会体験、自然体験、交流体験など様々な体験活動を促進し、創造力、忍耐力、社会性、協調性、連帯感などを身に付けさせるとともに、自然や科学、読書、環境問題などこどもと大人が一緒に体験できる教室や講座を開催し、豊かな体験活動の推進を図ります。
- えひめ青少年ふれあいセンターにおいては、共同宿泊生活を通じたスポーツや文化活動などの体験活動を支援し、「規律・協同・友愛・奉仕の精神」を育み、心豊かで健全な青少年の育成を推進します。

⑧ 青少年の社会参加活動の推進

- ◎青少年に社会での役割や責任を自覚してもらうことが重要であり、学校において、勤勞や奉仕・ボランティア等にかかわる体験的な学習を行うとと

もに、地域においても、地域行事、ボランティア活動、サークル活動等により多様な青少年の社会参加活動を推進します。

- 特に高校生を中心とした青少年の自主的・自発的ボランティア活動や健全な交流活動を官民協働で支援することにより、青少年の社会参加活動、ボランティア活動を促進していくとともに、ボランティア活動の普及・啓発に取り組みます。

⑨ **青少年の政治参画の促進**

- 教育基本法や学習指導要領に基づき、政治的教養の教育を充実させ、国家及び社会の形成者として必要な資質を養います。
- 生徒が主権者としての判断を適切に行うことができるよう、系統的、計画的な指導を実施するとともに、選挙管理委員会や議会事務局等との連携を進め、現実の具体的な政治的事象も取り扱い、生徒が主権者としての権利を円滑に行使することができるよう、より実践的な教育活動を推進します。

⑩ **学校における進路指導の充実**

- 生徒の人生100年時代や超スマート社会（「Society5.0」）、グローバル化、人口減少など社会構造の急速な変化に柔軟に対応できる力の向上を図るとともに、生徒が自己理解を深め、自らの能力、適性、進路希望に基づいて、将来の進路を主体的に選択し、自己実現が図れるよう、適切な援助・指導に努めます。
- 教育プログラムの充実・改善により、即戦力となる職業人の育成や上級学校卒業後の進路を見据えたキャリア教育を推進し、児童生徒一人一人の勤労観・職業観の育成を図ります。

⑪ **職場体験活動の充実**

- ◎生徒の進路意識の未成熟や勤労観、職業観の未発達などの課題の解決を図り、次代を担う若者が、希望を持って職業人生を送れるようにするため、小・中学校の段階から、職場体験などのキャリア教育を推進するとともに、職業選択を考える高校生に対しては、地元産業界へのインターンシップ・職場見学を実施するなど、キャリア教育の充実を図ります。
- 生徒が実際的な知識や技術・技能に触れることを通して、学ぶことの意義を理解し、主体的に進路を選択・決定する態度や意志、意欲などを培っていきます。
- 望ましい職業観・勤労観を身に付けるだけでなく、働く厳しさややりがい、地域産業等のよさを感じられる5日間の職場体験学習を全公立中学校及び全県立中等教育学校前期課程で実施し、中学生のキャリア教育の充実を図ります。

⑫ **優れた芸術文化と命の大切さを感じる機会の提供**

- えひめ愛顔の子ども芸術祭や、とべもり+（プラス）を拠点とした芸術祭、博物館・美術館事業など、こどもも楽しみながら芸術文化や体験活動に参加・鑑賞できる機会の確保に努めます。
- 小・中学生に対する県総合科学博物館、県歴史文化博物館及び県美術館の常設展観覧料無料の継続に努めます。
- とべ動物園において、こどもに命の大切さを伝える機会の確保に努めます。

イ **こどもまんなかまちづくり**

- 公共建築物や、道路、歩行空間、公共交通機関等のバリアフリー化を推進するとともに、ユニバーサルデザインの理念に基づいた環境づくりに努めます。
- ◎県営住宅のバリアフリー化を推進します。
- 商店街の空き店舗等を活用した託児施設や児童交流施設の整備を促進します。
- 公共施設等における子育て家庭対応型トイレ等の設置を推進します。
- 健康増進法の周知・徹底を図り、こどもが受動喫煙をしない社会づくりに努め

ます。

- 各保健所にシックハウス症候群相談窓口を設置するとともに、相談者の要望等により、当該住居等におけるシックハウス症候群の原因物質の特定に努めます。

ウ こども・若者が活躍できる機会づくり

① 創造的な未来を切り拓くこども・若者の応援

- これから創業する方や創業後5年未満の事業者向けの融資制度を設けるなど、若者の創業を支援します。
- 愛媛ふるさと暮らし応援センターや移住コンシェルジュを設置し、大都市圏での移住フェア開催など移住相談機会を確保し、本県への就職・就農・起業支援情報の提供等を行い、若者のUIターン移住の促進を図ります。
- 県移住サイト「えひめ移住ネット」などデジタル媒体・技術を活用し、若者ニーズに対応した愛媛暮らしの魅力発信や情報提供を行うほか、移住への不安解消を図る移住体験機会の提供に努めます。
- テレワークなど本県への転職なき移住が可能となるよう、受入態勢を整え、若者の多様な働き方に対応した環境づくりを図ります。
- 求人・移住総合情報サイト「あのこの愛媛」を活用し、県外の移住希望者と県内企業とのマッチングを促進するとともに、市町とも連携した若者の就業・起業等による本県への移住を支援します。
- 県内の自治体と大学等との連携を強化するため、意見交換や情報共有等を行う連絡会議を設置し、地元就職の拡大や地元自治体等と連携した取組を促進します。
- 地域にとって貴重な人材となる地域おこし協力隊の誘致を市町と一体となって推進し、着任した隊員がしっかりと地域に定着できるよう受入から定着に至るまで、きめ細かな支援を行い、有能で高度な技能を持った若者の力による地域力の維持・強化を図ります。

② ESDの推進

- 学校の教育活動全体を通じて、児童生徒が現代社会の課題を自分のこととして捉え、その解決に向けて主体的に行動する取組を推進することにより、持続可能な社会の創り手の育成に努めます。

③ グローバル社会で活躍する人材の育成

- 外国語の背景にある文化に対する理解を深めさせるとともに、主体的に外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとする態度を育成し、情報や考えなどを的確に理解したり適切に伝えたりすることのできる能力を養う外国語教育を推進します。
- 国等が実施する事業等を積極的に活用し、意欲と能力のある生徒に対し、海外への留学機会を付与するための支援を充実させるとともに、留学生の受入れ体制を整え、国際的に開かれた学校づくりを推進します。
- 生徒の国際交流の機会を積極的に設け、あらゆる教育活動の場を通して、国際感覚を大切にす指導を行い、国際化時代に主体的に対応できる人材の育成に努めます。
- 内閣府が行う青年国際交流事業に係る参加青年の募集等に協力することにより、国際的視野と国際協調の精神を身に付けた次代を担うにふさわしい青少年の育成支援に努めます。

④ スポーツ・文化活動の次世代育成

- 東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に培った友好国・地域との関係を継続・発展させ、代表クラス選手との交流機会を創出し、次世代アスリートの意識向上や技術力の向上に努めます。
- 国際大会や全国レベルの大会で、自らの能力を最大限発揮することができ

- る練習環境整備や、トップアスリートの育成強化に努めます。
- 豊かな文化や優れた芸術に気軽に親しめる環境づくりに努め、文化の創造や次代への継承を支える人材の育成に努めます。

エ こども・若者の可能性を広げていくためのジェンダーギャップの解消

- 保健所等において、思春期の身体的・精神的な悩み相談を実施します。
- 児童思春期における心の問題に対応できる専門家（医師、看護師、精神保健福祉士、公認心理師等）を養成するため、思春期精神保健対策研修を行います。
- 男女が共に参画する家庭・地域づくりを進めるため、こどもの時から成長段階に応じた教育・啓発を行います。
- 県の広報紙やホームページ、各種講座等の開催により、男女共同参画に関する情報発信や意識向上を図ります。
- ◎様々な世代における固定的性別役割分担意識を解消し、お互いが協力して子育てや家事などの家庭責任を担うことができるよう、様々な機会・媒体を活用した普及啓発活動を推進します。

②-3 こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供

ア 疾病の予防

- 感染症を予防するため、予防接種の重要性についての周知を図ります。
- 予防接種センター（県立中央病院）において、かかりつけ医では対応しにくい予防接種要注意者に対する接種や、予防接種の専門的な相談指導を推進します。

イ プレコンセプションケアを含む成育医療等に関する研究や相談支援等

- ◎男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、若いうちから健康管理を行うよう促すプレコンセプションケアの普及啓発に努めるとともに、市町の取組を支援します。
- 不妊、予期せぬ妊娠や基礎疾患を持つ方の妊娠、性感染症等への適切な相談支援や、妊娠・出産、産後の健康管理に係る支援を行うため、家庭生活に困難を抱える特定妊婦等を含む当事者が必要としている支援につながるような切れ目のない支援体制を構築します。

ウ 乳幼児の疾病の早期発見・早期治療

- 市町が実施する乳幼児医療費助成の底上げに努めます。
- ◎先天性代謝異常等の早期発見・早期治療のため、新生児マススクリーニング検査を実施します。

エ 小児科医師の確保

- 小児科医師の適正な配置等を行うため、医師確保対策について、国等に働き掛けます。

オ 地域の実情に応じた小児救急医療体制の整備

- ◎各圏域の小児救急医療機関として、小児救急医療サービスの確保を図っていきます。
- ◎小児救急医療電話相談を実施し、小児患者の保護者等向けの電話相談体制を整備することにより、地域の小児救急医療体制を補強します。
- 小児を含む救急患者の救命率の向上や後遺症の軽減等を図るため、ドクターヘリのより効果的・効率的な運用に努めます。

カ 慢性疾患・難病を抱えるこども・若者への支援

- 慢性的な疾病にかかっていることにより、長期にわたり療育を必要とする児

童等の健全育成及び自立促進を図るため、小児慢性特定疾病児童等及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行います。

- 小児慢性特定疾病児童等及び難病患者については、児童福祉法及び難病の患者に対する医療等に関する法律に基づき医療費の助成を行い適切な医療の確保を図ります。
- 長期にわたり医療施設において療育を必要とする児童の家族等に対する宿泊及び休養の施設「ファミリーハウスあい」の運営により、小児慢性特定疾病児童等及びその家族を支援します。

キ 小児・AYA世代のがん患者への切れ目のない支援

- 小児がん・AYA世代のがんは、多種多様ながん種を含み、幼児期・小児期・思春期・若年成人といった特徴あるライフステージで発症することにより、治療だけでなく、就学、就労、婚姻等の社会的な課題のほか、生殖機能への影響など、個々のがん患者及び家族等の状況に応じ、様々な専門的対応が必要とされます。このため、病院を中心とした関係機関の連携の下、医療提供や相談支援、長期フォローアップに係る体制の充実等に取り組んでいきます。

②-4 **こどもの貧困対策**

本県では、平成27年3月に策定した「第2期 えひめ・未来・子育てプラン（前期計画）」において、こどもの貧困対策への取組を柱の一つに掲げ、ひとり親家庭に対する就業支援、修学資金の貸付けなどの経済的支援や生活支援に積極的に取り組んできました。

このような中、令和元年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が改正され、○こどもの「将来」だけでなく、「現在」の生活等に向けても、こどもの貧困対策を総合的に推進することを目的とすること。

○こどもの最善の利益が優先考慮されること、及び貧困の背景には様々な社会的要因があること等を基本理念とすること。

○市町によるこどもの貧困対策計画の策定を努力義務化すること。といったこと等が盛り込まれました。

また、令和元年11月には、国の「子供の貧困対策に関する大綱」が改訂され、こどもを第一に考えた支援を包括的・早期に実施することとされました。

さらに、令和5年4月に「こども基本法」が施行されたことを受け、同年12月に「こども大綱」が策定され、これまで別々に作成・推進されてきた、「少子化社会対策基本法」、「子ども・若者育成支援推進法」及び「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく3つのこどもに関する大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等が一元的に定められました。

県では、貧困対策計画について、これまでも「第2期えひめ・未来・子育てプラン」に組み込んでおり、引き続き、「愛媛県こども計画」で一元的に取り扱うこととし、その中で、子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域社会全体で協力して課題を解決するという意識を持ち、こどもの貧困問題に正面から向き合い、こどもファーストの考え方の下、市町におけるこどもの貧困対策について計画の策定を促すなど、市町や関係機関と緊密に連携していくこととしており、官民共同により令和元年10月に設置した「子どもの愛顔応援ファンド」を効果的に活用しながら、「子供の貧困対策に関する大綱」で示された39の指標の改善に向け、教育・生活・保護者に対する就労・経済的支援など、地域の実情に合わせた支援の取組を積極的に進めます。

このほか、父母が離婚した後もこどもの利益を確保することを目的として、こどもを養育する親の責務を明確化するとともに、親権、養育費、親子交流などに関する諸規定の見直しを行った民法等の一部を改正する法律（令和6年法律第33号）の成立を踏まえ、正しい理解の促進を図るため、ひとり親家庭に向けた当事者目線での周知・

広報に努めます。

ア 教育の支援

① 幼児教育・保育の無償化

- 年齢や発達に合わせた幼児教育・保育は、こどもの健全な育ちや家庭における親の子育て環境に大きな影響を与えることから、幼稚園・保育所・認定こども園等の充実により貧困の世代間連鎖を断ち切ることにもつながります。このため、これらの施設が幼児教育・保育の無償化を着実に実施し、こどもが安心して質の高い教育・保育を受けられるようにします。
- また、所得等に関係なく、すべてのこどもが良質な保育等サービスを受けられるよう、全国一律の幼児教育・保育の完全無償化を国に働きかけていきます。

② 教育費負担の軽減

- 義務教育段階においては、学校教育法第 19 条の規定に基づき、各市町が就学援助を実施していますが、国が定期的に実施・公表する就学援助の実施状況等を活用し、各市町における就学援助の活用・充実を促すとともに、制度の周知・広報等に取り組みます。
- 平成 29 年度から、市町が就学予定者に対し新入学児童生徒学用品費等を支給した場合の経費についても国が補助対象としたことを踏まえ、援助を必要とする時期に速やかな支給が行えるよう、各市町の入学前支給の実施を促します。
- 経済的な理由により高等学校の就学機会が妨げられることなく、安心して教育を受けられるよう、高等学校等就学支援金制度により、授業料を実質無償化(私立高等学校授業料については、令和 2 年 4 月から年収 590 万円未満世帯が対象)します。
- 授業料以外の教育費における経済的負担の軽減を図るため、高校生等奨学給付金制度により、奨学のための給付金を支給し、低所得世帯の高校生等の就学の機会を拡大します。
- 県社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸付制度により、低所得世帯のこどもが高校や大学等において修学するための入学金、授業料等の貸付けを行います。
- 生活保護世帯のこどもが、高等学校等に進学する際には、入学金、入学考査料等を支給するとともに、生活保護世帯の高校生の就労収入のうち、本人の高校卒業後の大学等の進学費用にかかる経費に充てられるものについては、収入として認定しない取扱いとします。
- 生活保護世帯のこどもが大学等に進学した際に、新生活の立上げ費用として進学準備給付金を給付するとともに、大学等へ進学後も引き続き、出身の生活保護受給世帯と同居して通学している場合は、大学等に通学している間に限り、そのこどもを含めた人員による住宅扶助額を支給します。
- 大学等への進学を検討している高校生等のいる生活保護世帯に対して、進学に向けた各種費用についての相談や助言、各種奨学金制度の案内等を行います。
- 生活保護における教育扶助について、必要な費用を学校長に対して直接支払うことにより、目的とする費用に直接充てられるよう適切に実施します。
- ひとり親家庭のこどもが、高等学校等の修学の継続や大学等への進学を断念することがないように、母子父子寡婦福祉資金貸付金による経済的支援を継続します。
- ひとり親家庭のこどもが高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講した場合の費用への支援を引き続き実施します。

③ 地域に開かれたこどもの貧困対策のプラットフォームとしての学校指導・運営体制の構築

- 児童生徒の家庭環境等を踏まえた指導体制の充実を図ることとし、貧困家庭のこども等を早期の段階で生活支援や福祉制度につなげていくことができるよ

う、配置状況も踏まえ、スクールソーシャルワーカーの配置時間の充実等、学校における専門スタッフとして相応しい配置条件の実現を目指すとともに、勤務体制や環境等の工夫等学校においてスクールソーシャルワーカーが機能する取組を推進し、こうした体制づくり等を通じて、ケースワーカー、医療機関、児童相談所、要保護児童対策地域協議会等の福祉部門や放課後児童クラブと学校等との連携強化を図ります。

- 家庭環境や住んでいる地域に左右されず、学校に通うこどもの学力が保障されるよう、少人数指導や習熟度別指導、放課後補習等の個に応じた指導を行うため、教職員等の指導体制を充実し、きめ細かな指導を推進するとともに、こどもが学校において安心して過ごし、悩みを教職員に相談できるよう、多様な視点からの教育相談体制の充実を図ります。
- 学校における具体的な支援体制を充実させる観点から、現職教員を中心に、こどもに自己肯定感を持たせ、こどもの貧困問題に関する理解を深めてもらうため、校内研修等の実施を促します。

④ 高等学校等における修学継続のための支援

- 高校中退を防止することは、将来の貧困を予防する観点から重要であるため、学習等に課題を抱える高校生の学力向上、進路支援等のための人材を高等学校に配置するなど、高等学校における指導・相談体制の充実を図るとともに、課題を抱える生徒の多い高等学校での優れた取組の普及を図ります。
- 高等学校の定時制課程及び通信制課程に在学する勤労青少年で、経済的に修学が困難な者に対し、修学奨励資金を貸与します。
- 勤労青少年の県立高等学校の定時制課程及び通信制課程への修学を促進し、教育の機会均等を保障するため、教科書学習書の給与を行います。

⑤ 大学等進学に対する教育機会の提供

- 高等教育段階においては、意欲と能力のある若者が、経済的理由により大学等への進学を断念することがないように、国の修学支援新制度により、真に支援の必要な住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生に対し、授業料及び入学金の減免と給付型奨学金の支給による支援を行います。
- 生活困窮世帯等に対し、若者学習サポート事業により、高校進学前後の生徒等への学習支援や居場所づくりに取り組みます。
- ひとり親家庭学習支援ボランティア派遣事業、若者就学支援事業、えひめ未来塾といった事業を各地域にて実施し、児童への学習支援や進学相談等を実施することにより、学習意識と学力の向上を図ります。

⑥ 地域における学習支援等

- 学校教育以外の学習支援については、学力の向上のみならず、学習や将来への意欲を高める機能も期待されることから、地域学校協働活動、放課後子ども教室、えひめ未来塾など幅広い地域住民等の参画による学習支援等の促進を図ります。
- 地域学校協働活動を推進する中において、地域における学習支援等の充実を図るとともに、一定の要件を備えたフリースクール等が実施する学校と連携した教育活動に対する助成を通じて、多様で適切な教育機会の確保に努めます。さらに、地域と学校の連携・協働体制の基盤となるコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）と地域学校協働本部の設置促進に取り組みます。
- スポーツの場を提供する総合型地域スポーツクラブ等の活用や、多様な民間企業・団体・大学等によるものづくり、文化・伝統等の教育プログラムの実施を推進します。
- 生活保護世帯のこどもを含む生活困窮世帯のこどもを対象に、生活困窮者自立支援法に基づき、こどもの学習・生活支援事業を実施し、学習支援や進路選択に関する相談や居場所づくり等の支援を行います。
- ひとり親家庭のこどもの学習習慣の定着等に向けて、放課後児童クラブ等の終

了後に生活習慣の習得・学習支援、食事の提供等を行うことが可能な居場所づくりを推進します。

- ひとり親家庭の児童のためにボランティアを中心とした学習支援活動を行い、学習への意識と学力の向上を図り、将来の就業などの自立につなげます。

⑦ **学校給食等を通じたこどもの食事・栄養状態の確保**

- 生活保護制度による教育扶助や就学援助制度による学校給食費の補助を行い、低所得世帯への支援を引き続き実施します。
- 学校給食法の目的に基づき、学校給食の普及・充実及び食育の推進を図り、適切な栄養の摂取による健康の保持増進に努めます。
- 経済的困難を抱える県立中等教育学校前期課程及び県立特別支援学校の児童生徒に対して、学校病治療のための医療費及び学校給食費を援助します。
- 栄養教諭を中核とした食育推進のための実践的な取組を実施します。また、学校給食における栄養管理について研究し、あわせて児童生徒の「食と運動」について生活習慣の改善を図ります。
- こども食堂など、地域におけるこどもの居場所づくりや多世代が交流するコミュニケーションの場づくりを通して、低所得世帯のこどもや孤食が常態化しているこどもの適切な食事・栄養状態を確保するため、その運営を支援します。

⑧ **多様な体験活動の機会の提供**

- 地域学校協働活動を推進する中において、多様な民間企業・団体・大学等によるスポーツ、ものづくり、文化芸術等の教育プログラムの実施を推進します。
- 国際化の進む社会の各分野で活躍できる青年の育成を図るため、経済状況にかかわらず、多様な教育・研修機会が得られるよう、意欲ある青年に対する参加支援等に努めます。

イ **生活の安定に資するための支援**

① **親の妊娠・出産期、こどもの乳幼児期における支援**

- 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うため、こども家庭センターにおける伴走型相談支援等を通じて、子育てに関する情報提供のほか、乳幼児とその保護者の心身の状況や養育環境の把握を行うとともに、保護者から養育についての相談を受け、助言を行うなど、必要な支援を行います。
- 子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安や悩みを相談できる地域子育て支援拠点の設置を促進することで、孤立した育児とならないように支援を行います。
- 妊産婦等からの相談に応じ、健康診査等の「母子保健サービス」と「子育て支援サービス」を一体的に提供できるよう、こども家庭センターの設置を促進します。

② **保護者の生活支援**

- 複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業において包括的な支援を行うとともに、必要に応じ適切な関係機関につなぎます。
- 生活困窮世帯のうち就労に向けた準備が必要な者に対し、就労準備支援を実施するとともに、生活困窮世帯の自立助長の観点から、家計に課題を抱える世帯に対する家計改善支援を実施します。
- 生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業、就労準備支援事業、家計改善支援事業の一体的な支援の実施を推進します。
- 生活困窮者や生活保護受給者の就労支援について、就労支援員による支援やハローワークと福祉事務所等のチーム支援、就労の準備段階の者への支援など、きめ細かい支援を実施します。
- 生活保護受給者の就労や自立に向けたインセンティブの強化として、積極的に求職活動に取り組む者への就労活動促進費の支給や、安定した職業に就いたこ

- と等により保護を脱却した場合に、就労自立給付金を支給します。
- 母子・父子自立支援員等を中心とした相談・支援の充実に努めます。
- 母子・父子自立支援プログラム策定員が、個々の児童扶養手当受給者等の状況・ニーズ等に対応した自立支援計画を策定し、ハローワーク等と連携の上、きめ細かな自立・就労支援に努めます。
- 能力開発や資格取得に向けた取組に対する給付金の支給を通じて、ひとり親家庭の親の就業支援の推進に努めます。
- 離職者の再就職のために、民間教育訓練機関等を活用した職業訓練を実施することにより、就職の促進を図ります。また、就職に役立つ知識・技能を習得するための知識習得訓練の実施に当たっては、求職中のひとり親家庭の親の優先的な受入れを行います。（一部の訓練コースでは、要件を満たす場合に託児サービスの利用が可能）
- 就労希望等により保育を必要とするすべての子育て家庭のニーズに対応するため、待機児童を発生させないよう保育の受け皿の確保とともに、それを支える保育人材の確保に努めます。
- 放課後児童クラブについては、国の放課後児童対策に基づき、着実に施設整備やクラブ運営に必要な人材の確保を進めるとともに、対象となる児童が学年や家庭の事情等にかかわらず利用できるよう、引き続き支援していきます。
- 保育士等キャリアアップ研修において、「保護者支援・子育て支援」の研修分野の中で具体的な研修内容の例として「こどもの貧困」に関する対応を盛り込み、担当職員の専門性の向上を図ります。
- 指定保育士養成施設における養成課程において、こどもの貧困をはじめ、「社会福祉」及び「こども家庭福祉」について履修することを通じ、こどもの貧困に関する保育士の理解を深めるよう努めます。
- 母子及び父子並びに寡婦福祉法で市町に義務付けられている保育所への入所や放課後児童クラブの利用に際してのひとり親家庭への特別な配慮について、ひとり親家庭の福祉が増進されるよう、引き続き周知に努めます。
- 保護者の疾病や育児疲れ、仕事等により一時的にこどもを養育することが困難になった場合に、里親宅や児童養護施設等で一時的にこどもを預かるショートステイ事業やトワイライトステイ事業など、活用可能な支援を推進します。

③ こどもの生活支援

- 生活保護世帯のこどもを含む生活困窮世帯のこどもを対象に、生活困窮者自立支援法に基づき、こどもの学習・生活支援事業を実施し、学習支援や進路選択に関する相談や居場所づくり等の支援を行います。
- 育児と仕事を一手に担うひとり親家庭について、こどもに対するしつけや教育などが十分に行き届きにくいなどの事情を考慮し、ひとり親家庭のこどもの基本的な生活習慣の定着に向けて、放課後児童クラブ等の終了後に生活習慣の習得・学習支援、食事の提供等を行うことが可能な居場所づくりを推進します。
- ひとり親家庭のこどもについては、居場所づくりの観点から、こどもの生活・学習支援事業において食事の提供を行う場合には、食育の観点に配慮します。
- こども食堂など、地域におけるこどもの居場所づくりや多世代が交流するコミュニケーションの場づくりを通して、低所得世帯のこどもや孤食が常態化しているこどもの適切な食事・栄養状態を確保するため、その運営を支援します。【再掲】

④ こどもの就労支援

- 生活保護世帯のこどもを含む生活困窮世帯のこどもを対象に、生活困窮者自立支援法に基づき、こどもの学習・生活支援事業を実施し、学習支援や進路選択に関する相談や居場所づくり等の支援を行います。

⑤ 住宅に関する支援

- 母子世帯・父子世帯及び住宅困窮度の高い子育て世帯を、公営住宅に係る優先入居の対象として取り扱うことが可能である旨の市町への周知のほか、新たな住宅セーフティネット制度により、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録促進、登録住宅の改修や入居者負担の軽減等への支援、愛媛県居住支援協議会や居住支援法人が行う相談・情報提供等に対する支援を実施し、引き続き子育て世帯等の居住の安定を支援します。
- 生活困窮世帯に対しては、生活困窮者自立支援法に基づき、離職等により住居を喪失又はそのおそれのある者に住居確保給付金を支給します。
- 一定の住居を持たない生活困窮者に対し、一時生活支援事業において、安定した生活を営めるよう支援します。
- ひとり親家庭に対しては、母子父子寡婦福祉資金貸付金の住宅資金（住宅の建設等に必要な資金）や転宅資金（住居の移転に必要な資金）の貸付けを通じ、住宅支援を引き続き実施します。
- 住宅困窮度の高い母子世帯、父子世帯及び多子世帯について、住宅関連相談窓口を設置し、リフォーム相談、情報提供サービス、リフォーム融資紹介を行います。
- 愛顔の住まい・生活支援事業を実施し、子育て世帯等に対し民間賃貸への円滑な入居に係る情報提供を行います。

⑥ 支援体制の強化

- ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別のニーズに対応するため、適切な支援メニューをワンストップで助言する体制や毎年8月の児童扶養手当の現況届の時期等における集中相談窓口の設置に努めます。また、ひとり親等の事務手続に係る負担軽減のため、児童扶養手当等に係る各種手続において、市町における公簿等による確認やマイナンバーによる情報連携を活用した添付書類の省略の推進等に努めます。
- 生活困窮者自立相談支援事業の支援員等と、ひとり親家庭の相談に対応する母子・父子自立支援員等の連携等により、各種支援に適切につながる体制の充実を図ります。
- 生活困窮世帯への支援については、生活困窮者自立支援制度における相談員等の質を確保するため、生活困窮者自立相談支援機関の支援員向けの研修を実施するとともに、支援に当たる職員の資質の向上を図るため、ケースワーカーや就労支援員等に対する研修を行います。
- ひとり親家庭への支援については、それぞれの家庭の状況に応じた適切な支援の実施に向けて、ひとり親家庭の相談に対応する母子・父子自立支援員や、ひとり親の実情に応じた自立支援プログラムを策定する母子・父子自立支援員に対する研修等を実施し、ひとり親家庭の相談関係職員の専門性の向上を図ります。

ウ 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

① 職業生活の安定と向上のための支援

- 複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業において包括的な支援を行うとともに、必要に応じ適切な関係機関につながります。
- 生活困窮世帯のうち就労に向けた準備が必要な者に対し、就労準備支援を実施するとともに、生活困窮世帯の自立助長の観点から、家計に課題を抱える世帯に対する家計改善支援を実施します。
- 生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業、就労準備支援事業、家計改善支援事業の一体的な支援の実施を推進します。
- 生活困窮者や生活保護受給者の就労支援について、就労支援員による支援やハ

ローワークと福祉事務所等のチーム支援、就労の準備段階の者への支援など、きめ細かい支援を実施します。

- 生活保護受給者の就労や自立に向けたインセンティブの強化として、積極的に求職活動に取り組む者への就労活動促進費の支給や、安定した職業に就いたこと等により保護を脱却した場合に、就労自立給付金を支給します。
- 母子・父子自立支援員等を中心とした相談・支援の充実に努めます。
- 母子・父子自立支援プログラム策定員が、個々の児童扶養手当受給者等の状況・ニーズ等に対応した自立支援計画を策定し、ハローワーク等と連携の上、きめ細かな自立・就労支援に努めます。
- 母子家庭等就業・自立支援事業を通じて、ひとり親家庭の親に対する就業相談、就業支援講習会の開催、就業情報の提供など、就労支援に努めます。
- 能力開発や資格取得に向けた取組に対する給付金の支給を通じて、ひとり親家庭の親の就業支援の推進に努めます。
- 離職者の再就職のために、民間教育訓練機関等を活用した職業訓練を実施することにより、就職の促進を図ります。また、就職に役立つ知識・技能を習得するための知識習得訓練の実施に当たっては、求職中のひとり親家庭の親の優先的な受入れを行います。(一部の訓練コースでは、要件を満たす場合に託児サービスの利用が可能)

② ひとり親に対する就労支援

- マザーズハローワーク等の積極的な活用を促し、ひとり親を含む子育て女性等に対する就職支援を実施します。
- ひとり親家庭の親等の就労支援に資する職業訓練やトライアル雇用助成金等の各種雇用関係助成金の活用を推進します。
- 就職に有利になる資格の取得や主体的な能力開発の取組を促進し、生活の安定を図るため、ひとり親家庭の保護者に対する高等職業訓練促進給付金等や自立支援教育訓練給付金により、ひとり親家庭の生活の安定に資する就業に向けた資格取得を促進します。
- ひとり親家庭に対する家庭生活支援員の派遣による家事援助や未就学児の保育等のサービスの提供、児童養護施設等で一時的に子どもを預かるショートステイ事業やトワイライトステイ(夜間養護等)事業等、親の職業と家庭の両立に必要な場合や、保護者の疾病や育児疲れ等により一時的に子どもを養育することが困難になった場合に活用可能な支援を推進します。
- ひとり親家庭の親が高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受け、これを修了したとき及び合格したときに受講費用の一部を支給する事業を実施します。
- 生活保護を受給しているひとり親家庭の親が、高等学校等に就学する場合には、一定の要件の下、就学にかかる費用(高等学校等就学費)を支給することで、親の学び直しを図っていきます。

③ ふたり親世帯を含む困窮世帯等への就労支援

- 低所得で生活が困難な状態にある世帯の生活困窮者の就労支援に資する生活保護受給者等就労自立促進事業を活用し、就労による自立を促進します。
- 生活困窮者や生活保護受給者の就労支援について、就労支援員による支援や、ハローワークと福祉事務所等のチーム支援、就労の準備段階の者への支援など、きめ細かい支援を実施します。
- 生活保護受給者の就労や自立に向けたインセンティブの強化として、積極的に求職活動に取り組む者への就労活動促進費の支給や、安定した職業に就いたこと等により保護を脱却した場合に、就労自立給付金を支給します。
- 子育て中の女性の方等の学び直し、いわゆる「リカレント教育」を推進するため、短期大学又は民間専門学校に委託して、国家資格等の取得及び正職員就職を目標とする職業訓練を実施します。

エ 経済的支援

① 児童手当・児童扶養手当制度の着実な実施

- 児童手当については令和6年の児童手当法の改正による所得制限の撤廃、多子加算の見直しや、支給回数が令和6年10月から年6回へと見直されことを受け、受給者の利便性を確保するため、その円滑な実施に努めます。
- 児童扶養手当については、平成28年の児童扶養手当法の改正による児童扶養手当の多子加算額の倍増や、平成30年の児童扶養手当法施行令の改正による全部支給所得制限限度額引上げ、さらに、令和6年の児童扶養手当法の改正による所得制限の緩和及び多子加算額の統一を踏まえ、制度を円滑に実施します。

② 養育費の確保の推進

- 母子家庭等就業・自立支援センター等において、養育費の確保など、法律上の諸問題を解決するための専門家による相談の実施に努めます。
- 養育費の取決めを促すため、養育費相談支援センター等を活用し、相談等に対応する人材養成のための研修、養育費に係る各種手続等に関するパンフレット等の配布等、養育費に関する普及・啓発を行います。
- 離婚する当事者に対して養育費等の取決めの重要性や法制度を理解してもらうため、養育費等の取決めについて解説したパンフレットを市町の窓口で離婚届の用紙と同時に交付します。
- 母子・父子自立支援員等を中心とした相談・支援の充実に努めます。

③ 教育費負担の軽減

- すべての意思あるこどもが安心して教育を受けられるよう、就学支援金、授業料等支援、高等教育の修学支援新制度の実施等により、修学に係る経済的負担の軽減を図ります。

④ その他の支援

- 労働者の育児やこどもの教育、離職した場合の当面の生活に必要な資金需要に応えるため、金融機関と協調して低利の融資制度を運用し、利用促進に努めます。
- 一定の所得状況にある「ひとり親家庭の父母と20歳未満の児童」、「準ひとり親家庭(祖父又は祖母と孫、兄弟と姉妹)」及び「父母のない児童」の医療費に係る自己負担分について、全額助成を行い、その経済的負担の軽減に努めます。

②-5 障がい児支援・医療的ケア児等への支援

ア 障がい児(者)の地域生活における支援の充実

- 障がい児やその家族が、身近な地域において、「子ども・子育て支援法」に基づく支援給付や支援事業など必要な支援を受けることができる体制の整備を進めます。
- 障害児入所施設に入所する障がい児の幼児期からの育ちや発達を支援するため、ユニット化等によるケア単位の小規模化を推進します。
- 障がいの早期発見・早期療育を図るとともに、福祉総合支援センター等による相談指導や子ども療育センター等を活用した療育指導、機能回復訓練などサービスの充実を図り、将来の自立に向け、関係機関との連携を図ります。
- 障がい児やその家族が、身近な地域で安心して自立した地域生活を送ることができるよう、市町と連携し、児童発達支援や放課後等デイサービス、保育所等訪問支援の障害児通所支援等について、必要量確保や質の向上を図るとともに、事業所における災害・感染症対策に係る体制整備に努めます。
- 障がい児の保育所や放課後児童クラブでの受け入れを進めるため、障がい児保育を担当する保育士及び障がい児対応を行う放課後児童支援員等の資質向上を図るとともに、幼稚園における特別支援教育を推進します。

- 文部科学省と厚生労働省が連携して取りまとめた家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクト報告も踏まえ、学校や家庭に加えて、医療・福祉・保健・労働等の関係機関が連携するネットワークを強化し、地域が一体となった乳幼児期からの支援体制の整備に取り組みます。
- 発達障がい児やその家族に対し、より身近な地域において早期に適切な支援やライフステージに応じ一貫した支援を行えるよう、すべての市町に設置した相談窓口のネットワーク構築や一層の強化により、ワンストップ相談体制の充実を図ります。また、県発達障がい者支援センター（あいゆう）では、各市町の困難事例に対して、専門的な支援を行うとともに市町相談員の資質向上を図るための研修会を開催するなど重層的な支援を行います。
- 障がいの重度化・重複化や多様化を踏まえ、「県立子ども療育センター」等県内14施設で障がい児（者）療育支援事業を実施し、関係機関と連携を図りながら、身近な地域で適切な相談や指導を受けることができる環境の整備を進めます。
- 県立子ども療育センターを核に、障がい児を対象とした、医療・福祉・教育にわたる総合的な相談支援体制の構築に努めます。
- 障がいに関する専門的機能を有し、障がい児やその家族の多様なニーズに対応できる療養機関としての役割を担うことができる児童発達支援センターや障害児入所施設について、その機能の拡充や必要な施設の整備を支援します。
- 医療的ケア児等に対し、地域において包括的な支援が提供できるよう、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関の連携推進を図るための協議会や専門部会を開催するとともに、医療的ケア児の支援者やコーディネーターを養成する研修を実施し、医療的ケア児が地域で安心して暮らせるよう支援体制を整備します。
- 障がい者の芸術文化活動を総合的に支援する拠点として「愛媛県障がい者アートサポートセンター」を設置し、相談体制の整備や人材の育成など支援体制の充実を図るとともに、作品展などの発表の機会を確保し、障がい者の芸術文化活動を推進します。

イ 特別支援教育の充実

- 特別支援教育について、特別支援教育就学奨励費等を通じて、障がいのある児童生徒等への支援の充実を図ります。
- 広域特別支援連携協議会の開催を通じて、教育、福祉、医療等の関係機関のネットワーク形成による円滑な連携協力を図り、広域の見地から特別支援教育を推進します。
- 特別支援教育に携わる教員の専門性と指導力を高めるとともに、すべての教職員が特別支援教育に関する一定水準の知識・技能を得られるよう、研修の充実を図ります。
- 学校や家庭、地域、関係機関が連携した支援体制や特別支援学校のセンター的機能の充実を図り、地域が一体となった指導・支援に取り組みます。
- ◎障がいのあるこどもが就学前から卒業後まで切れ目ない指導や支援を受けられるよう、個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成・活用を促進し、一人一人の学習上の困難を改善・克服できるよう、個に応じた指導方法や指導体制の工夫改善に努めます。
- 各学校においては、特別支援教育の理念を踏まえ、特別な支援が必要な児童生徒等の実態把握や校内委員会の設置、特別支援教育コーディネーターの指名、個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成・活用等、特別支援教育を推進するための体制を整備し、支援の充実を図ります。
- 市町教育委員会には、県教育委員会や各学校の取組を踏まえ、障がいの早期発見・早期支援、就学相談の充実を図るとともに、関係機関等で構成する特別支援連携協議会を設置し、特別支援教育を総合的に推進することが

望まれます。

- 専門的知識を有する学識経験者や教員等によって組織している特別支援教育専門家チーム委員や調査員を小・中学校等へ派遣し、発達障がいのある児童生徒等に対する適切な支援の充実を図ります。
- 県立特別支援学校では、専門的な知識・技能を有する教員が、小・中学校等からの要請に応じ、教育相談や研修への講師派遣などを通して、障がいのある児童生徒への教育に関する助言・援助等を行う「特別支援学校センター的機能」の充実に努めます。
- しげのぶ特別支援学校をはじめ、医療的ケアが必要な児童生徒等が在籍する特別支援学校に看護師を適切に配置するとともに、特別支援学校教員がたん吸引等の実施のための研修を受講し、看護師と教員との連携による医療的ケアの実施体制を整備します。
- しげのぶ、今治、宇和の特別支援学校においては、障がいのため通学して教育を受けることが困難な児童生徒に対し、訪問教育による支援を行います。
- 病弱・身体虚弱のある児童生徒を対象として、小・中学校に特別支援学級を設置する他、県下4箇所 of 病院には院内学級を設置し、支援に努めます。
- 障がいのあるこどもとないこどもが共に学ぶ交流及び共同学習を通じて、相互理解を促進するとともに、特別支援教育に関する理解啓発を進めます。
- 障がいのある子どもの自立と社会参加を促進するために、早期からのキャリア教育を推進します。

ウ 障がい児（者）雇用の促進

- 障がい児の職業的自立に向けた支援充実に努めるとともに、現場実習や体験・交流等の重視を図るほか、関係機関との連携した取組を強化し、障がい児の雇用への移行の促進をめざします。
- 県内6つの障がい保健福祉圏域ごとに設置している障害者就業・生活支援センターを活用して、障がい者の就業面、生活面における相談支援を行うとともに、関係機関との連携を図り、雇用前から雇用後の職場定着まで一貫した支援を実施します。
- 企業、民間教育訓練機関等への委託訓練を実施するとともに、各産業技術専門校に就労支援を担当するスタッフを配置することにより、障がいのある青少年の就職及び職場定着を支援します。
- 県立特別支援学校において、早期から家庭及び地域や福祉・労働等を所管する関係機関との連携を図り、キャリア教育を推進します。
- 事業所等における就業体験の機会を積極的に設けるほか、特別支援学校技能検定を充実させることにより、児童生徒等の好ましい勤労観・職業観を育てるとともに、進路先の拡大を図ります。
- 県立特別支援学校に就労支援コーディネーターを配置し、特別支援学校生徒及び県立高等学校等に在籍する障がいのある生徒の就労支援の充実を図ります。
- 法定雇用義務のない事業主が障がい者雇用を拡大した場合の税制上の優遇措置をはじめ、障がい者雇用優良事業所の顕彰制度や職場実習・見学・就労先の企業開拓の強化など、愛媛労働局等関係機関と連携し、県内企業等における障がい者雇用の促進を図ります。
- 障がいの状態等により、一般就労が困難な人の働く機会を確保するため、就労継続支援事業等の充実に努めるとともに、事業所利用者の就労意欲の向上や工賃の向上を図ります。

②-6 児童虐待防止対策と社会的養育の推進及びヤングケアラーへの支援

ア 児童虐待防止対策等の更なる強化

① 児童相談所による支援体制の強化

- ◎児童虐待事案を含め、こどもや家庭から寄せられる様々な相談に適切かつ迅速に対応するため、児童相談所に配置する児童福祉司や心理判定員等の専門職を、国の配置標準に基づき適正に配置するとともに、児童相談所業務のDX（デジタルトランスフォーメーション）を図りながら、きめ細かな相談援助に取り組みます。
- 児童相談所において、介入的対応を行う職員と保護者支援を行う職員を分けることで、こどもの利益を最善とした介入に対する躊躇をなくすとともに、親子関係再構築等の支援マネジメントを推進します。
- 保護者支援プログラムの習得に向けた研修の実施や民間専門機関と協働したペアレント・トレーニングを試験的に導入するなど、親子関係再構築支援の取組強化を行い、児童相談所や市町、里親支援センター、児童家庭支援センターによる支援体制の充実強化に努めます。
- 児童福祉司等の専門性を高める研修の実施や、警察との実践的な合同訓練により、現場対応力の向上を図ります。
- 児童相談所への弁護士の職員配置を含め、法的な専門性が求められる事案への適切な対応を行える体制整備を検討します。
- 個々のケースに応じたリスクアセスメントの下、こどもの安全確保を最優先とした措置をとるとともに、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念を念頭に、適切な進行管理を徹底します。
- 指導的職員（スーパーバイザー）の活用により、ノウハウの共用などによる職員の資質やスキルの向上に努めます。
- ◎相談支援機能や一時保護環境の充実のため、児童相談所や一時保護所の施設・設備の改善を図るとともに、こどもの権利擁護に配慮した体制づくりに取り組みます。
- ◎児童虐待対応とDV対応の連携強化を図るため、児童相談所と女性相談支援機関との積極的な情報共有に取り組みます。
- 児童相談システムの閲覧端末を全警察署に配備し、警察が虐待事案を認知した際に児童相談所の対応歴等をリアルタイムで把握できる体制を整備するなど、児童の安全確保に向けた児童相談所と警察との連携強化に取り組みます。
- 児童相談所と関係県機関との更なる連携強化を図ります。
- 国において、児童虐待事案でのAIを活用した全国統一ツールの開発が進められていることから、国の動向も踏まえ、児童相談所でのAI技術の活用について対応を検討します。

② 地域における相談支援体制の構築・強化

- ◎市町におけるこども家庭センターの設置を促進し、虐待の未然防止、発生時の適切な対応を支援します。
- ◎児童相談所が中心となり、各市町のこども家庭センターや要保護児童対策地域協議会の職員の専門性向上のための研修を実施するほか、市町における親子関係再構築支援など虐待の未然防止への取組を支援します。
- 子育てに対する不安や家族関係の悩みなど、こどもに関わる保護者やこどもが気軽に相談できるSNS相談窓口を運用し、虐待の未然防止に努めます。
- 児童支援コーディネーターを派遣し、要保護児童対策地域協議会の企画運営等に関する専門的な助言・指導を行います。
- ◎各市町の実情に応じて、地域の社会資源を活用し、子育て短期支援事業などの家

庭支援事業の実施を推進します。

- 小児症例を扱う拠点病院と地域拠点病院を中心に、各地域での児童虐待防止医療ネットワークとこどもを守る地域ネットワークとの連携強化に取り組みます。
- ◎児童家庭支援センターの設置（松山圏域、今治・上島圏域、八幡浜・大洲圏域における設置）を促進し、地域のこどもや家庭からの相談対応のほか、児童相談所の指導措置委託を積極的に進めるなど、こども家庭支援体制の強化を図ります。
- 児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律（令和元年法律第46号）により、令和2年4月からこどもへの体罰禁止が法定化されたことから、体罰によらない子育てについて一層の周知・啓発に取り組みます。
- 毎年11月の「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」月間を中心に、児童虐待防止のための広報・啓発活動に集中的に取り組み、家庭や学校、地域等の社会全般にわたり、児童虐待を防止する気運を高めます。

イ 社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援

① 家庭的な温もりを感じられる養育環境の確保

- ◎家族と離れて暮らすこどもが、家庭的な温もりを感じられる養育環境を確保するため、「愛媛県社会的養育推進計画」に基づき、永続的な解決策である特別養子縁組を検討するとともに、里親やファミリーホーム、施設、市町等の協力の下、家庭養育優先原則を念頭に、こども一人ひとりの意向を踏まえた方針決定ができる体制整備に努めます。
- ◎家庭と同様の環境の下でのこどもの養育を推進するため、里親・ファミリーホームへの委託を優先して行います。また、里親支援センターを中心に、里親制度の広報・普及に努めるとともに、多様なニーズを有するこどもの受け皿となる新規里親の開拓のほか、里親等の資質向上や里親家庭・ファミリーホームへの相談支援、自立支援など、関係機関と連携した包括的な里親養育支援に努めます。
- ◎家庭復帰が見込めない場合には、パーマネンシー保障の観点から、特別養子縁組の積極的な活用を検討します。
- ◎直ちに里親等へ委託することが困難なこどもができる限り良好な家庭的環境の下で生活できるよう、児童養護施設等の小規模化、地域分散化を推進します。また、各施設への家庭支援専門相談員や心理療法担当職員、看護師等の専門的な職員の配置を促進し、ケア体制の充実を図ります。
- こども本人の家庭環境に対する抵抗感が強いなどの理由により、施設養育が必要とされるこどもに対してもできる限り良好な家庭的環境で養育されるよう支援するとともに、ケアニーズの非常に高いこども等、生活単位が集合する場合においても、十分なケアが可能となるよう、できるだけ少人数の生活単位で養育されるよう支援します。
- ケアニーズの高いこどもの自立のため、県立えひめ学園の支援体制の充実に努めます。
- DV被害や経済的問題等を抱えた母子世帯の入所する県立愛媛母子生活支援センターにおいて、自立に向けた支援を充実します。
- 若い世代の交際相手からの暴力である「デートDV」について、将来にわたりDVの加害者にも被害者にもならないために、若い世代に対し、DVに対する正しい認識と男女が対等な立場でお互いの人権を尊重できる関係について学ぶ機会を提供するため、大学生、短期大学生、専修学校生、高校生等を対象としたデートDV・性暴力防止啓発講座や中学校・高等学校教職員に対するデートDV・性暴力防止教育研修を開催します。
- 若い世代が身近で安心して交際相手からの暴力について相談できるよう、

配偶者暴力相談支援センター等の相談窓口の周知を図ります。

- 配偶者に対する暴力（DV）が児童虐待に関連・影響する可能性もあることから、教育関係者、放課後児童支援員、保育士等に対し、児童虐待に関する留意事項に加え、DVの特性、こどもや被害者の立場や配慮すべき事項等について研修を通じて周知徹底を図るよう、市町、市町教育委員会及び関係機関へ協力を要請します。
- 福祉総合支援センターや東予及び南予子ども・女性支援センターでは、DV被害者の同伴児童に対し、通所や訪問により児童の状況に応じた適切な対応に努めます。
- 各市町や各市町の要保護児童対策地域協議会において、DVによる児童虐待について、早期発見と再発防止、必要に応じた母子保健サービスや子育て支援サービス等による援助が行えるように情報を共有し、一層の連携に努めます。

② 児童養護施設等のこどもへの学習・進学支援

- 児童養護施設等で暮らすこどもが、年齢や発達状況に応じて、スポーツや表現活動を実施できるよう、こどもの状況に配慮した支援を行います。
- 児童養護施設等で暮らすこどもの大学等進学を推進するため、入所中における学習支援の充実を図るとともに、経済的理由により進学を断念することがないよう、進学に際し必要な学用品費等の購入費や進学後の生活費等の支援を行います。

③ 自立支援、相談支援機能の充実

- 入所児童に対しては、児童養護施設等において、自立支援計画を作成し、定期的な評価・見直しを行いながら、計画的に自立に向けた準備を行います。
- 児童養護施設を退所する者等の自立が難しい場合は、引き続き施設や里親等で生活できるよう、児童自立生活援助事業を活用した生活支援や就労支援を行うなど、自立を支援します。
- 施設入所等の措置解除後のこどもが家庭に復帰する際には、児童相談所が、その家庭環境を考慮し、必要に応じて保護者にこどもへの接し方などの助言等を行うなど親子関係再構築支援を行います。
- 措置解除後の一定期間は、児童相談所と児童家庭支援センターなど地域の関係機関とが連携し、定期的なこどもの安全確認、保護者への相談・支援等に努めます。
- 児童養護施設を退所する者等の自立が難しい場合は、引き続き施設や里親等で生活できるよう、児童自立生活援助事業を活用した生活支援や就労支援を行うなど、自立を支援します。
- 退所者等が、自立援助ホーム（共同生活を営む住居において、相談その他の日常生活上の援助及び生活指導、就業支援等を行い、こどもや若者の自立を支援する事業所）の入所を希望する場合には、児童相談所で適切に対応します。【再掲】
- 退所する際に、就職や進学、アパート等を賃借するための身元保証人を確保し、社会的自立の促進を図ります。
- 児童養護施設退所者等自立支援資金の貸付けを通じて、大学等に進学する児童等の安定した生活基盤の構築と円滑な自立の促進を図ります。
- 退所者等の孤立を防ぎ、必要な支援に適切につなぐため、社会的養護自立支援拠点事業所において、退所者等の相互交流のほか、必要な情報提供や相談支援、関係機関との連絡調整を行うなど、児童養護施設や里親等との重層的な支援に取り組みます。

④ 他の計画との関係

本計画は、愛媛県における社会的養護の基本的な考え方や体制整備等を包含し

た計画ですが、本計画の一部を構成する個別計画として「愛媛県社会的養育推進計画」を策定しています。

ウ ヤングケアラーへの支援

○家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者、いわゆるヤングケアラーの問題について、地域におけるヤングケアラーを早期に把握して支援につなげていくため、教育や高齢者福祉、障がい福祉、介護、医療等の多機関との連携が重要であり、令和6年改正子ども・若者育成支援推進法の施行を踏まえ、県と市町との役割分担を整理した上で、子ども期から若者期へ至るまで切れ目のない支援体制の構築に取り組みます。また、教職員については、啓発資料作成や研修会等を通じてヤングケアラーについての認識を深め、問題意識を喚起し、児童生徒の状況に応じた支援につなげます。

②-7 不登校・ひきこもり等への支援

ア 不登校等への適切な対応

- 不登校を未然に防止するため、不登校が特別な状況下で起こるのではなく、どの子どもにも起こり得ることを理解し、社会的自立に向けて、自らの進路を主体的に形成していくための生き方支援を行います。
- 入学・進級など成長の節目においては、学校や学年の移行が円滑に進むよう細やかな配慮を行い、すべての子どもにとって、居場所があり、楽しく通える魅力ある学校づくりに努めます。
- 心と体の健康センターにおいて、不登校、ひきこもり等の思春期特有の精神保健に関する専門的な相談を実施します。
- 不登校から中途退学になるケースも多いことから、高等学校においては、中学校と連携して十分な学校説明と体験入学等を行い、高等学校での不適應を事前に防止するよう努めます。
- 入学後は教育相談活動を充実させ、生徒一人一人が孤立し、孤独に陥らないように、日頃から生徒の悩みを聞く体制を構築していきます。
- 24時間体制でいじめや不登校の相談に応じる電話相談や「リスク判定サポート機能」を用いたSNSを活用した相談等を通して、解決が困難な問題や重大な事件に遭遇した児童生徒等の心のケアに努めます。
- 学校における教育相談体制（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、ハートなんでも相談員等）を充実します。
- 校内サポートルーム及びメタバース上の学びの場である「メタサポキャンパス」において、不登校児童生徒の社会的自立に向けた取組を推進します。

イ ひきこもり等支援策の充実

- ひきこもりの問題は、本人だけでなく、家族や友人、学校、地域等の状況が複雑に絡み合っており、その対応の難しさから本人や家族の労苦が長期間に及ぶなど、近年、深刻な社会問題となっていることから、ひきこもり支援の充実を図るため、各機関の支援者を対象に資質向上のための研修を実施します。
- 若年無業者の総合相談窓口である地域若者サポートステーションやハローワーク等が実施する支援内容等について、高校等と連携しながら高校中退者等への情報提供や訪問支援を行うなど、就労支援や復学・就学、ニート化の未然防止のための取組を進めます。
- 本人や家族のニーズに沿った適切な支援を提供するために、精神保健福祉分野をはじめ、児童福祉や労働、教育等の各分野が連携した「ひきこもり支援関係機関連絡協議会」を中心に支援情報の集約や共有を図るとともに、より身近な市町において、ひきこもりに関する相談が受けられるよう、各保健所及び心と体の健康センター（ひきこもり相談室）が市町と連携し、相談窓口整備等に対

する技術的支援を行います。

- 心と体の健康センター（ひきこもり相談室）では、ひきこもりに関する専門相談窓口として、支援対象者の状況に応じた支援機関の紹介や各種支援情報の提供を行うほか、必要に応じて保健所等と連携しながら、回復に向けた支援を行います。

②-8 その他の配慮が必要な子ども・若者の支援

- 外国人児童生徒に関する就学事務が適切に行えるよう、市町教育委員会の取組を支援します。
- 外国人児童生徒等についても、教育の機会が適切に確保され、高等学校や専門学校・大学等への進学、就職が円滑に実現できる環境を整備するため、就学状況の把握及び就学促進や、日本語指導の研修受講など教職員のキャリア教育等の支援を進めます。
- 教科書の内容を音声化した音声教材を活用するなど日本語に通じない児童生徒の学習に配慮します。
- 日本語指導指導者養成研修（独立行政法人教員研修センター主催）に教員を派遣するなど、外国人児童生徒に対する日本語指導や適応指導が適切に行えるようにします。
- 外国人技能実習制度の趣旨や労働関係法令の順守に関する啓発活動を支援することで、外国人技能実習の適正化に取り組むほか、外国人材雇用・共生推進連絡協議会を開催し、外国人労働者の適正、厳格な受入れに向けて関係機関との情報共有を図ります。
- 愛媛県国際交流センター内に設置している「愛媛県外国人相談ワンストップセンター」において、在県外国人に対する生活全般の情報提供や相談業務を実施するなど、生活者としての在県外国人の支援を行います。

目標指標

	目 標 指 標	基準値	目標値	担 当
02	総合型地域スポーツクラブの会員数	3,984人 (R6)	4,300人 (R9)	地域スポーツ課
03	えひめ食文化普及講座を受講後のアンケートで、「もう一度食べてみたい」と思う割合	92.0% (R5)	90.0% (R8)	農産園芸課
04	乳幼児保育、高齢者介護、奉仕等の体験活動への参加者の割合（高校生）	114.3% (R5)	120.0% (R11)	高校教育課
05	インターシップを体験したことのある高校3年生の割合	38.4% (R5)	64.5% (R11)	高校教育課
06	県事業に参加し、プレコンセプションケアに取り組む企業の数	1社 (R6)	30社（累計） (R8)	健康増進課
07	小児救急輪番制の実施地域数	4地域 (R6)	4地域 (R11)	医療対策課
08	小児救急医療電話相談の実施日数	毎日 (R6)	毎日 (R11)	医療対策課
09	県内医療機関等における新生児マスクリーニング検査の実施率	100.0% (R5)	100.0% (R11)	健康増進課
10	障害児通所支援の利用児童数	6,296人 (R5)	7,402人 (R8)	障がい福祉課
11	個別の教育支援計画の作成が必要な子どもの作成率	99.3% (R6)	100.0% (R11)	特別支援教育課
12	こども家庭センターを設置する市町数	8市町 (R6)	20市町 (R8)	子育て支援課
13	子育て短期支援事業実施市町数	12市町 (R6)	19市町 (R11)	子育て支援課
14	児童家庭支援センターの設置数	1か所 (R6)	4か所 (R11)	子育て支援課
15	養育支援訪問事業の実施市町数	15市町 (R6)	16市町 (R11)	子育て支援課
16	小規模化・地域分散化した施設の箇所数（児童養護施設・乳児院）	7か所 (R6)	18か所 (R11)	子育て支援課
17	養育里親の登録数	305世帯 (R5)	508世帯 (R11)	子育て支援課
18	里親・ファミリーホームへの児童の委託率	30.5% (R5)	55.7% (R11)	子育て支援課
19	ヤングケアラーピアサポーター活動回数	2回 (R6)	10回 (R9)	子育て支援課

第3目標 「親子に安心な生活環境」を実現する“えひめ”

【現状と課題】

平成15年に戦後最多(27,380件)を記録した刑法犯認知件数は、令和6年末時点で約4分の1の6,937件(1日平均約19件:多くが窃盗犯)まで減少していますが、各種街頭犯罪や特殊詐欺などこども・若者の身近なところで発生する犯罪は依然として後を絶たず、日常生活の一部となったサイバー空間の脅威が深刻化するなど、こどもに不安を感じさせる犯罪は悪質・多様・巧妙化しています。また、通学路及び園外活動時における交通事故が多発しており、特に、登下校中における安全確保が課題となっています。

このため、「愛媛県犯罪の起きにくい安全で安心なまちづくり条例」(平成25年条例第25号)及び、平成30年6月に決定された「登下校防犯プラン」(平成30年6月22日登下校時の子供の安全確保に関する関係閣僚会議決定)に基づき、こどもを犯罪等の被害から守るため、地域社会全体でこどもの安全確保に向けた取組を推進しているところであり、引き続き、こどもが安心して生活できる安全な地域づくりに努める必要があります。

また、こども・若者に対する性犯罪・性暴力は、被害当事者の心身に長期にわたり有害な影響を及ぼす極めて悪質な行為であることから、つきまとい等に対する取締りや不審者等に関する情報発信などの被害防止とともに、被害者の安全確保や健康の回復など被害直後からの総合的な支援が必要です。

さらに、テレビや雑誌、インターネット、スマートフォンの普及など、様々なメディアから、性、飲酒・喫煙や薬物、暴力、不良行為、非行行為等の有害情報が氾濫しており、少年犯罪の凶悪化も深刻化しているため、こうした有害環境の浄化に取り組む必要があります。

こども・若者の尊い命が自殺で失われることがないように、心の危機に陥った際のSOSの出し方など誰もが自殺に追い込まれない自殺予防対策の推進が必要です。

交通ルールを守る習慣を身につけていないこどもの外出は大変危険なため、交通安全に必要な能力が未発達なこどもが事故に遭うことのないよう、交通安全教育の徹底や道路環境等の整備充実も必要です。

こどもを交通事故から守る活動において、家庭や保護者が果たす役割は極めて大きなものがありますが、チャイルドシート等の着用率が低いなど、保護者が果たすべき交通事故防止措置が十分講じられていない状況にあることが指摘されています。

このため、保護者が事故防止対策を正しく認識したうえで適切な対応を図り、できる限りの事故防止対策を講じることが必要です。さらに、近年の大規模災害(地震・台風・集中豪雨等)の多発状況を踏まえ、家庭内においても、万一の事態に備えた安全・安心の確保を図る必要があります。

【具体的な施策】

③-9 こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

ア こども・若者の自殺対策

- ◎こども・若者の自殺死亡率の減少に向けて、県民の自殺予防に対する正しい知識の普及啓発・周知に努めます。
- ◎尊い命が自殺で失われることがないように関係機関と連携を図りながら、SOSの出し方に関する教育をはじめとする自殺予防対策の推進に努めます。

イ こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備

- ◎こどもや保護者に対する情報モラル（情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度）教室を積極的に実施します。
- ◎児童生徒が情報の有用性や役割、情報モラルの必要性、情報化のもたらす影響などを認識しつつ、コンピュータや情報通信ネットワークなどの活用を通して、主体的に情報を収集・処理・発信できる能力の育成に努めます。
- こども、保護者や学校関係者等に対して、インターネットを通じた犯罪被害を防止するための広報啓発活動等を推進します。
- 成年年齢引き下げに対応した消費者教育の推進により、インターネット関連のトラブルの未然防止や対処方法等をはじめ、消費者の権利と責任についての理解を促進し、消費者として主体的に判断・行動し得る能力を育成していきます。
- スマートフォンの急速な普及も相まって、インターネット利用を含むデジタルコンテンツに関する相談がこども・若者から多く寄せられていることから、教育機関等とも連携しながら、社会生活上必要な知識や消費者トラブル時の対処方法等を習得する機会の提供に努めます。
- ◎こども・若者がインターネット上に蔓延する違法・有害な情報に触れる機会が増大し、こども・若者自身がインターネットに起因する犯罪被害に遭うケースも増加するとともに、犯罪が巧妙化する中、青少年インターネット環境整備法の趣旨を踏まえ、青少年を守り、安全・安心してインターネットを利用できるよう取組を進めます。
- 出会い系サイトの利用に起因する児童の被害を防止するため、「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」の効果的運用を図るとともに、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」や「児童買春・児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」、「愛媛県青少年保護条例」等各種法令の適正な運用を図ります。
- こどもにスマートフォンや携帯電話等を持たせる際の保護者の責任の自覚やルールづくりなどを関係機関と連携・協力して啓発するなど、安全・安心な利用を進めます。
- 愛媛県青少年保護条例において、フィルタリングサービスの利用及びフィルタリングの有効化措置を徹底するため、携帯電話販売事業者等に対しフィルタリングの説明責任の強化及び保護者にはフィルタリングを利用しない場合の申出書面の提出義務など関係者等に対して必要な措置・対策を求めます。

ウ こども・若者の性犯罪・性暴力対策

- 性犯罪等の前兆とみられる声掛け、つきまとい等に対する取締りを推進します
- 犯罪や不審者に関する情報のタイムリーな発信に努めます。
- ◎不審者対応訓練や防犯教室等を通じてこどもの危険回避能力の向上に努めます。
- 性暴力被害者に対し、「えひめ性暴力被害者支援センター（ひめここ）」で、24時間・365日相談受付体制による被害直後からの総合的な支援を可能な限り1か所で開催することにより、被害者の安全の確保と再被害の防止を図るとともに、被害者の心身の負担を軽減し、その健康の回復と被害の潜在化防止を図ります。
- センター（ひめここ）が性暴力に関するワンストップの相談窓口・拠点として機能するため、関係機関・団体で構成する連携機関会議を開催するとともに、中核的な役割を担う4者間（県、県警察本部、県医師会、愛媛弁護士会）で締結した「性暴力被害者支援における連携・協力に関する協定」に基づき、被害

者に軸をおいた総合的な支援に努めます。

- 国の「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」に基づき、切れ目のない被害者支援の確立を図るとともに、加害者にも被害者にも傍観者にもならないための啓発活動の強化に努めます。
- 若い世代等が身近で安心して相談できるよう、センターの広報・周知を図ります。
- こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組み（日本版DBS）の活用に向けた周知に取り組みます。

エ 犯罪被害、事故、災害から子どもを守る環境整備

① 有害情報の浄化

- 青少年保護条例等に基づき、有害情報からの青少年の保護を図ります。
- あらゆる機会を捉えた幅広い啓発を行い、青少年をはじめ、保護者や健全育成関係者、地域住民等を対象とした県民大会や啓発講座（出前講座）等の開催、啓発資料の作成・配布等を行い、青少年を取り巻く有害情報に対する積極的な対策に取り組みます。
- 少年関係ボランティア等、地域ぐるみによる有害環境の実態把握及び環境浄化活動などを推進し、青少年の健全育成を図ります。
- 各種法令等に基づく規制に合わせ、関係業者への指導強化の徹底と自主規制の促進を図ります。
- 青少年の健全な育成を阻害するおそれのある図書やDVD等の氾濫や、インターネット等のメディアでの有害情報の出現に加え、刃物類の「有害がん具類」としての顕在化など、青少年を取り巻く環境に対応するため、事業者をはじめ県民全体に対し、愛媛県青少年保護条例の一層の周知を図り、厳正に運用します。
- 青少年が携帯電話等を購入する際に、販売事業者にフィルタリングサービス等の説明を義務付けるなど、フィルタリングの利用を働き掛けるほか、保護者や教職員青少年健全育成関係者等を対象とした対策講座や啓発活動を行うなど、インターネット上の有害情報から青少年を保護します。
- 発達の段階に応じて、ネットトラブル等に対応する力や情報の真偽を見極める力を育成する情報教育を推進します。
- PTAや愛護班、少年補導関係機関など、関係団体と連携を密にし、青少年をとりまく環境の浄化活動に努めます。

② 問題行動への適切な対処

- 小・中・高校生の重大な問題行動に対して「学校トラブルサポートチーム」を派遣し、学校による早期解決を支援します。
- 「愛媛県いじめの防止等のための基本的な方針」に基づき、学校・家庭・地域・関係諸機関の連携の下、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進します。
- 児童相談所、児童家庭支援センターにおいて、関係機関と連携した相談支援活動の充実に努めます。
- 少年は改善可能性が高い（可塑性に富む）等の特性を有することに鑑み、非行少年及び非行少年であった者が、早期に立ち直り、善良な社会の一員として自立し、改善更生することを助けるため、刑事司法関係機関、学校、家庭、地域社会及び民間の団体等と連携した支援に努めます。
- PTA、県警察本部、県教育委員会からなる「児童生徒をまもり育てる連絡会」を開催し、情報の共有化を図るとともに、警察との連携による「えひめ児童生徒をまもり育てるサポート制度」を運用するなど、ネットワークづくりを推進します。
- 事業所と連携したこどもの見守り活動や住民等の自主防犯活動、防犯設備・機

器等の導入を促進します。

- 様々な機会を捉え、効果的な交通安全教育を実施するとともに、歩行者・自転車にやさしい交通安全施設の整備に努め、交通事故防止環境づくりを推進します。

③ **事業所と連携したこどもの見守り活動の促進**

- こどもが犯罪等に遭った時の緊急避難場所やこどもの見守り活動を行う事業所等の参加促進に努めます。

④ **住民等の自主防犯活動の促進**

- 各種広報媒体を通じて、迅速な不審者情報等の提供に努めます。
- 防犯パトロール活動の確保・推進を図るため、地域や防犯ボランティア団体等との連携を強化します。

⑤ **防犯設備・機器等の導入促進**

- 犯罪の未然防止に役立つ防犯カメラ等の防犯設備を通学路や公園等に設置することを推進します。
- マンション業者等と協力して、侵入犯罪に強いマンション等、共同住宅のあり方の研究を推進します。
- 防犯性の高い建物部品を優良防犯機器として、その普及を県民に呼びかけます。

⑥ **こどもを犯罪等から守るための活動の推進**

- 犯罪や不審者に関する情報のタイムリーな発信に努めます。
- 不審者対応訓練や防犯教室等を通じてこどもの危険回避能力の向上に努めます。
- インターネットを介した情報化社会の進展により、児童生徒の行動範囲が広がり、学校だけでは児童生徒の行動を把握しにくい状況となっていることから、学校と警察の連携による「えひめ児童生徒をまもり育てるサポート制度」を適切に運用し、児童生徒の非行等の問題について連携することにより、問題の所在を相互に理解し、それぞれの役割を果たしつつ、非行や被害のより効果的な未然防止、児童生徒の立ち直り支援等を実施します。
- 近年の児童生徒に係る安全管理や非行の低年齢化などに対応するため、「児童生徒をまもり育てる連絡会」を開催するなど、教育関係者、警察、家庭及び地域との連携を強化します。
- 学校と警察等が連携し、非行防止教室等の開催を通じて、児童生徒に対し、社会のルールを守ることや自分の行動に責任を持つことを教え、規範意識を養い、児童生徒の健全な育成に取り組みます。
- 民生・児童委員や主任児童委員児童相談所等の児童福祉関係機関、市町と学校等の教育機関とのつなぎ役を果たすスクールソーシャルワーカーを配置するなど連携強化に努めます。
- 思春期特有の精神的な悩みや不安に対する専門的な相談体制を整備すること等により、思春期を中心とした青少年の健全な育成に取り組みます。
- 若者の身近なコミュニケーション手段であるSNSを活用した相談窓口やフリーダイヤルの電話相談窓口等における相談対応により、若者の自殺防止に努めるとともに、自殺予防週間・自殺対策強化月間中の啓発事業等を通じて、精神保健における相談体制の充実等に取り組みます。
- 「犯罪の起きにくい安全で安心なまちづくり条例」に基づき、自主的な防犯活動や犯罪の防止に配慮した環境整備の促進などを図るとともに、安全・安心に関する情報提供を積極的に行います。

⑦ **少年サポート活動の充実**

- 少年のいじめや非行問題等に関する相談に対して、臨床心理士の資格を有する少年補導職員等が適切に対応するとともに、少年の立ち直り支援等のサポート活動の充実強化に努めます。

⑧ **こどもの交通事故の防止**

- 様々な機会を捉え、効果的な交通安全教育を実施します。

- 交通指導員、セーフティリーダー、安全運転管理者等、交通安全指導者を育成します。
- 中学・高校の学校単位で、自主的活動を通じた交通安全教育を実施するマナーアップクラブの活動を支援します。
- 「児童・生徒にかかる自転車の交通違反情報学校連絡制度」を効果的に運用し、自転車を利用するこどものルール遵守とマナー向上を図ります。
- 交通事故分析の高度化と分析結果の広報に努めます。
- 自転車利用中の万が一の交通事故に備え、ヘルメットの着用促進を図ります。

⑨ **交通事故防止環境づくりの推進**

- ◎歩行者・自転車に優しい交通安全施設の整備に努めます。
- 通学路の安全確保のため、歩道整備等に取り組みます。
- 市町とも連携し、保育施設や学校施設等におけるブロック塀をはじめとする施設の点検・安全対策を推進します。

⑩ **交通事故の防止対策**

- ◎すべての座席のシートベルト・チャイルドシート 100%着用運動のほか、各種交通安全運動等の機会を通じ、チャイルドシート等の正しい使用や着用率向上を啓発します。
- 交通安全母親講習会や各種交通安全運動等の機会を通じ、チャイルドシート等の助成等制度を広報します。

⑪ **災害時における乳幼児・障がい児等の安全・安心の確保**

- 防災意識啓発講演会や減災キャンペーン等の啓発事業を通じ、家庭内の安全空間の確保や必要な食料・生活必需品等の備蓄などの自助対策の実践を県民や自主防災組織に働き掛けるとともに、日頃からの避難訓練等への参加を促すなど、家庭における防災力向上を促進します。

オ **非行防止と自立支援**

① **非行防止**

- ◎すべての県立高校等で非行防止教室を開催します。
- 児童相談所における相談支援体制、児童家庭支援センターにおける連絡会の充実を支援します。
- 少年補導センターの運営を支援するとともに、少年補導委員の資質向上のための研修を実施します。

② **少年補導活動への支援と相互連携**

- 多様化、広域化する少年非行の実態や少年の特性についての理解を深め、補導活動に必要な知識・技能の習得など資質の向上を図るとともに、市町が設置する少年補導センターの運営や少年相談・補導活動等を支援し、相互に連携した補導活動を推進していきます。
- 街頭補導・少年相談などのあらゆる機会を通じて、非行少年等の早期発見や対応、被害少年の保護育成に努めるとともに、社会規範を守ることの大切さなどを教え、こども・若者の正義感、自己抑制力等を養い、犯罪に巻き込まれないための能力を育成し、非行・被害防止対策の推進に努めます。

③ **被害少年保護対策の推進**

- 少年サポートセンター分室（愛称：ひめさぼ）の周知を図るとともに、少年心理専門員及びカウンセリングアドバイザー等の効果的な活用により、被害少年に対する相談、カウンセリング活動を推進します。
- 相談、カウンセリングに当たっては、関係者のプライバシーに配慮するとともに、必要に応じて臨床心理学、精神医学等の専門家の助言を受けるなど、被害少年の特性に配慮した支援を推進します。

④ **覚醒剤・シンナー等薬物乱用防止対策の推進**

- 少年や保護者等に対して、大麻、覚醒剤等の薬物の有害性・危険性を広報啓発

し、薬物乱用を拒絶する規範意識の醸成に向けた取組を推進します。

- 関係機関や団体が構成する連絡会議を開催し、対策方針の協議・情報の交換を図り連携の強化に努めます。
- シンナー等有機溶剤取扱業者に対し、乱用のおそれがある青少年への販売自粛や盗難の防止、対面販売の実施、販売先名簿の記帳等についての指導を行います。
- 危険ドラッグに含まれる成分のうち、県内で乱用されるおそれがある物を知事指定薬物に指定し、製造、販売等の規制を行い、危険ドラッグ販売店へは商品の販売中止等について指導、取締りを行います。
- 愛媛県薬物乱用防止指導員協議会及び地区協議会による組織的な啓発活動を充実強化し、地域に根ざした薬物乱用の未然防止と意識啓発を図るとともに、「薬と健康の週間」等の関連行事を利用して乱用防止啓発活動を行います。
- 警察等関係機関と連携し、小・中・高校生に対する薬物乱用防止教室を各学校で開催するなど、薬物乱用防止教育の充実を図ります。
- 「第五次薬物乱用防止五か年戦略」に基づき、保健学習や特別活動等を通じて薬物乱用防止に関する指導の充実を図ります。
- 青少年による薬物乱用の根絶を図るため、高校生、大学生に対する薬物乱用防止啓発活動を強化します。
- 危険ドラッグや市販薬の乱用（オーバードーズ）の危険性等を一般県民に周知するため、啓発活動を行います。
- 県下6保健所と心と体の健康センターにおいて、広く一般県民や薬物依存者及びその家族等からの薬物関連等相談に対応するとともに、薬物依存者等の社会復帰の支援と再乱用の防止を推進し、薬物乱用防止の徹底を図ります。
- 県薬務衛生課及び保健所に危険ドラッグ相談窓口を常時開設し、危険ドラッグに関する相談、情報提供等を受け付けます。
- 心と体の健康センターは、依存症相談拠点として、回復支援プログラムを実施し、薬物等の依存症者の社会復帰を支援します。
- 薬物依存症における治療拠点及び専門医療機関を選定し、診療体制の充実・強化を図ります。
- 民間団体の活動に対する支援を行い、薬物依存症者の回復に向けた支援の充実を図ります。
- 薬物乱用少年の早期発見や乱用防止のため、街頭での補導活動やサイバー空間におけるパトロールを強化します。

⑤ 非行少年の立ち直り支援の推進

- 各警察署及び警察本部において、少年や保護者からの相談に応じて、非行少年に夢や希望を与え、社会性の確立や規範意識の啓発を図るなど、少年の立ち直りを図るための効果的な活動を推進します。
- 学校・家庭・地域で適応できない児童や環境上の理由により生活指導等を要する児童の自立支援のため、県立えひめ学園において、社会性を確立し、規範意識を養うなど、児童の心身の健全な育成に向けた取組を推進します。
- 愛媛県更生保護女性連盟をはじめとする更生保護団体等が実施する非行防止活動や非行少年の立ち直り支援活動に対して、休眠預金等活用制度など各種助成制度等の情報提供も行うなど、その活動を促進します。
- 愛媛県再犯防止推進会議の刑事司法関係機関や団体等との連携を強化し、非行少年が孤立することなく、必要な支援を円滑に受けることができるネットワークの構築やオンラインによる研修会の実施など、地域の支援機関職員・民間協力者の知識、対応力の向上に努めます。

目標指標

	目 標 指 標	基準値	目標値	担 当
20	十代の自殺死亡数	6 人 (R5)	減少 (R11)	健康増進課
21	児童生徒等に対する情報モラル教室の実施回数	279 回 (R5)	290 回 (R11)	人身安全対策・少年課
22	県のデジタル・シティズンシップ育成アプリを授業等で活用した小中学校の割合	100.0% (R5)	100.0% (R11)	義務教育課
23	ネットトラブルにあっていない児童生徒の割合（小4～中3）	88.5% (R5)	93.7% (R11)	義務教育課
24	まもるくんの車（こどもの見守りを行う営業用車両）の登録数	7,489 台 (R6)	増加 (R11)	生活安全企画課
25	不審者対応訓練の実施回数	358 回 (R5)	増加 (R11)	生活安全企画課
26	LED信号機の整備数	15,903 灯 (R5)	増加 (R11)	交通規制課
27	チャイルドシート等の着用率	81.1% (R6)	100.0% (R11)	消防防災安全課
28	県立学校等での非行防止教室の開催率	100.0% (R6)	100.0% (R11)	高校教育課

〔誕生前から幼児期〕

第4目標 「命の誕生」が心から祝福される“えひめ”

【現状と課題】

少子化や子育て世帯の孤立化といった社会構造の変化や、核家族や共働き世帯の増加といった家族形態の多様化等、子育てを取り巻く環境が大きく変化する中、妊娠・出産・子育てのライフサイクルを通じた切れ目ない支援がますます重要となっています。

妊娠成立期から始まる医療機関での妊婦健康診査や妊娠届出の機会、母親学級や両親学級、医療機関等での出産、新生児訪問、乳幼児健康診査、予防接種など、様々な施策が行われていますが、さらに母子保健に関する情報の利活用を含めた各事業間の有機的な連携体制を構築することにより、地域で母子が安心して生活できるよう、妊娠・出産・産後における切れ目ない支援の提供が求められています。

出産年齢の高年齢化傾向や不妊治療の普及等により、ハイリスクの妊産婦や低出生体重児の出生が増加しています。

このため、NICU（新生児集中治療室）やMFICU（母体・胎児集中治療室）のある県立中央病院総合周産期母子医療センターに緊急搬送される事例が多くなっており、出産ができる県内医療機関や助産所の支援機関として、同センターが、大きな役割を果たしていくことが必要です。

また、少子化や核家族化、生活スタイルの多様化や情報化の進展など、子育て家庭とそれを取り巻く環境が複雑に変化してきている中、児童虐待をはじめ、不幸な事件や事故を未然に防止するためにも、こども家庭センター及び関係機関の連携による妊娠期から子育て期への切れ目のない支援や、予期せぬ妊娠等に悩む女性などの支援、出産について温かく見守り支える気運を地域全体で高めていくことが必要です。

平成6年（1994年）にカイロで開かれた国際人口開発会議で「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康・権利）」が提唱されました。これは、女性が生涯にわたって身体的、精神的、社会的に良好な状態にあること、また人々が安全で安心な性生活を営み、こどもを生むかどうかや、いつ生むか、何人生むかなどを自分自身で決定できる自由と権利を有していることを意味しています。

「セクシャル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」がこどもを生む権利、生まない権利を含むものであることを十分に尊重した上で、こどもを生みたいと望みながら不妊に悩む人々について、不妊治療を受けるかどうかの決定を含めて、自由な自己決定ができるよう、情報提供や経済的支援が必要です。

【具体的な施策】

④-10 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の提供

ア 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策

① 命の大切さ等に関する意識啓発

- 女性も男性も、ともに命の大切さを理解し、命への責任意識を高めるよう、意識啓発に努めます。
- 喫煙や受動喫煙などが胎児に与える影響についての啓発に努めるとともに、妊産婦等にやさしい環境づくりの推進に努めます。

② 母性の健康管理と妊娠・出産・育児支援

- ◎妊娠・出産に係る正しい知識の普及啓発に努めます。
- ◎妊婦健康診査の公費負担の推進を図るとともに、重要性の普及啓発と確実な受

診の 勸奨に努めます。

- 妊娠中の適正な食生活や体重管理、禁煙や禁酒についての啓発に努めます。
- 「いいお産」の普及を目指す「妊婦の日」において、医療機関等と連携して妊娠・出産に関する情報提供を行うほか、母子健康手帳の交付や妊婦健康診査等、あらゆる機会を通じ、母子保健に関する情報の提供に努めます。
- 保健、医療、福祉及び教育の分野間の連携強化や、市町保健センターと医療機関等との妊娠期からの連携強化を図り、妊娠・出産・産後における伴走型相談支援と経済的支援を一体的に実施し、切れ目ない支援体制の充実に努めます。
- 保健所や市町保健センター等において、関係機関と連携を図りつつ、妊娠・出産・育児・遺伝に関する相談等に対応します。
- 女性の心身の健康に関する相談支援体制を確保するとともに、妊娠期からのメンタルヘルスに努めます。
- 県内の母子保健課題を解決するために必要な人材の確保や母子保健情報のデジタル化等による健康管理の充実に加え、事業の質の向上に努めます。
- 定期的に県内の母子保健事業の指標に基づくデータを保健所や市町に還元するとともに、市町の間での健康格差の解消を目指して、地域の実情に合った母子保健事業を推進します。
- 支援を必要とする妊産婦に対する心身のケアや育児不安軽減のため、市町における産後ケア事業等の更なる取組の推進を図ります。

③ 乳幼児の健康の確保及び増進

- 「早期発見・早期治療」を目指し、新生児を対象に、タンデムマス法等による新生児マススクリーニング検査（先天性代謝異常等検査）を無料で行います。
- 異常が発見されたこどもに対しては、医療機関と連携のうえ、保健所による適切な支援に努めます。
- 乳幼児の疾病の早期発見と治療及びかかりつけ医の促進を図るとともに、養育者の負担軽減を図るため、市町が実施する乳幼児医療費助成に対する支援を継続し、医療費助成の底上げに努めます。
- 慢性的な疾病による長期療養が必要な児童等とその家族が、安心して地域で生活できるようにするための体制整備、支援、地域における資源の有効活用に努めます。
- ◎未熟児養育医療や未熟児訪問など、市町における低出生体重児への体制整備に対して、必要な支援に努めます。
- ◎市町による乳幼児健康診査が円滑に実施されるよう、関係機関との連絡調整に努めます。
- 市町が新たに取り組むこととなった1か月児及び5歳児健診について、関係機関との連絡調整に努め、出産後から就学前までの切れ目のない健診実施体制の構築を図ります。
- 難聴児の早期発見・早期療育が図られるよう、新生児聴覚検査の実施体制の維持及び関係機関との連携を図ります。
- 乳幼児期は、こどもの健やかな発育・発達及び健康の維持・増進の基盤となる時期であると同時に、望ましい食習慣や生活習慣の形成に極めて大きな役割を果たす時期でもあるため、すべてのこどもが健やかに育つ社会の実現を目指す「健やか親子 21（第2次）」の趣旨を踏まえつつ、乳幼児健康診査等における栄養指導の機会等を活用し、疾病や障害、経済状態等の個人や家庭環境の違い、多様性を踏まえた食育の推進を図ります。

④ 育てにくさを感じる親に寄り添う支援

- 親となる者のこどもに対する発達・発育過程の知識不足や経験不足が育てにくさを感じる原因となっている場合もあることから、女性のみならず、男性に対しても、親になるための準備段階を含めた教育や支援に努めます。
- 親が感じるこどもの育てにくさは、こどもや親の心身状態、家庭や地域など親

子を取り巻く環境など、多面的な要素を含むことから、親が感じる育てにくさに気づき、問題点の所在を見極め、支援の連携に努めます。

- 育てにくさの概念は広く、障がいや原因となっている場合があることから、支援の必要が生じた場合は遅滞なく対応できるよう、市町職員等の資質向上のための研修を実施するなど、人材の育成に努めます。

イ 妊娠・出産を見守り支える地域づくり

① ハイリスク妊婦等への的確な周産期医療の提供

- 県立中央病院総合周産期母子医療センターを中心とし、地域周産期母子医療センターや分娩を取り扱う医療機関が連携する周産期医療体制の維持・強化に努め、的確な周産期医療を提供します。
- 周産期医療関係者の研修や周産期医療関係調査・研究を実施します。
- NICUを退院するハイリスク児に対する総合的なフォローアップ体制の充実に努めます。

② 妊娠期からの児童虐待防止対策

- 予期せぬ妊娠等に対する相談体制の充実、妊娠期、出産後早期からの支援のための医療機関との連携強化、養育支援を必要とする家庭の把握・支援のための体制整備が必要であり、母子保健事業との連携が虐待防止に結びつくことへの理解を深め、関係機関の連携強化に努めます。
- 妊娠届時のアンケート等による妊婦の状況把握や妊婦健康診査、産婦健康診査の受診状況を確認することにより、養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、継続的にフォローアップできる体制づくりに努めるよう、市町の取組を推奨します。

ウ 妊娠を望む人や不妊に悩む人への支援

① 不妊に悩む人の不安等の解消

- ◎不妊専門相談センター等において、情報提供や不妊専門相談を実施します。
- 各保健所において、不妊や生涯を通じた女性の身体的、精神的悩みに関する相談を実施します。

② 不妊治療に要する経済的負担の軽減

- 令和4年4月から不妊治療の保険適用の範囲が拡大されたが、不妊に悩む夫婦が経済的理由で不妊治療を断念することがないように、市町と連携し、保険診療と併用して実施される先進医療に係る費用の一部助成を行い、不妊治療に係る経済的負担の軽減に努めます。

エ 予期せぬ妊娠等に悩む女性などへの支援

- ◎予期せぬ妊娠等により身近に頼れる人がいないなど家庭生活に支障が生じている妊婦を対象に、妊産婦等生活援助事業により、出産や今後の生活について落ち着いて考えることのできる居場所の提供等を通じて、生活支援や自立支援など、出産前後の切れ目のない支援を行うとともに、妊娠葛藤相談や養育相談等の相談体制の充実に努めます。

オ 特定妊婦等困難を抱えた女性の把握と支援

- 医療機関への受診や妊娠の届出、母子健康手帳の交付、乳児家庭全戸訪問事業等により把握された特定妊婦等に対し、こども家庭センターや要保護児童対策地域協議会が中心となって、関係機関の連携の下に、産後ケア事業や妊産婦等生活援助事業、養育相談支援事業等の適切な支援を行います。
- 女性相談支援センターにおいて、特定妊婦を含む困難な問題を抱える女性に対し、相談・保護を行うとともに、必要に応じて母子生活支援施設や民間シェルター等への一時保護委託のほか、女性自立支援施設への入所措置を実施します。

カ 安心できる小児医療体制の整備

① 地域の実情に応じた小児救急医療体制の整備

- 各圏域の小児救急医療機関として、小児救急医療サービスの確保を図っていきます。
- 小児救急医療電話相談を実施し、小児患者の保護者等向けの電話相談体制を整備することにより、地域の小児救急医療体制を補強します。
- 小児を含む救急患者の救命率の向上や後遺症の軽減等を図るため、ドクターヘリのより効果的・効率的な運用に努めます。

② 小児科医師の確保

- 小児科医師の適正な配置等を行うため、医師確保対策について、国等に働き掛けます。

③ 乳幼児の疾病の早期発見・早期治療

- 市町が実施する乳幼児医療費助成の底上げに努めます。
- 先天性代謝異常等の早期発見・早期治療のため、新生児マススクリーニング検査を実施します。

④ 疾病の予防

- 感染症を予防するため、予防接種の重要性についての周知を図ります。
- 予防接種センター（県立中央病院）において、かかりつけ医では対応しにくい予防接種要注意者に対する接種や、予防接種の専門的な相談指導を推進します。

⑤ 小児慢性特定疾病児童等及びその家族の支援

- 小児慢性特定疾病児童等及び難病患者については、児童福祉法及び難病の患者に対する医療等に関する法律に基づき医療費の助成を行い適切な医療の確保を図ります。【再掲】
- 慢性的な疾病にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とする児童等の健全育成及び自立促進を図るため、小児慢性特定疾病児童等及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行います。【再掲】
- 長期にわたり医療施設において療養を必要とする児童の家族等に対する宿泊及び休養の施設「ファミリーハウスあい」の運営により、小児慢性疾病児童等及びその家族を支援します。【再掲】

目標指標

	目 標 指 標	基準値	目標値	担 当
29	妊娠満 11 週以内の妊娠届出率	91.8% (R5)	増加 (R11)	健康増進課
30	全出生数中の低出生体重児の割合	9.3% (R5)	減少 (R11)	健康増進課
31	1 歳 6 か月児健康診査の受診率	94.3% (R5)	増加 (R11)	健康増進課
32	3 歳児健康診査の受診率	97.0% (R5)	増加 (R11)	健康増進課
33	むし歯のない 3 歳児の割合	89.4% (R5)	90.0%以上 (R11)	健康増進課
34	周産期死亡率（出生千対）	2.9 (R5)	3.1 (R11)	健康増進課
35	新生児死亡率（出生千対）	0.3 (R5)	0.5 (R11)	健康増進課
36	乳児死亡率（出生千対）	1.9 (R5)	1.4 (R11)	健康増進課
37	不妊専門相談開設日数	98 日 (R5)	98 日 (R11)	健康増進課
38	妊産婦等生活援助事業所での支援内容に満足した妊産婦の割合	— % (R6)	100.0% (R11)	子育て支援課

第5目標 「希望する教育と育ち」が受けられる“えひめ”

【現状と課題】

乳幼児期は、人間形成の基礎が培われる非常に重要な時期であることから、満3歳～就学前の幼児を対象とした幼稚園、0歳からの共働き家庭等の乳幼児を対象とした保育所、幼稚園と保育所の機能を併せ持つ認定こども園等の施設において、幼児教育・保育サービスが提供されています。また、平成27年度から開始された「子ども・子育て支援新制度」では、小規模保育事業、家庭的保育事業・事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業（以下「家庭的保育等事業」という。）が市町の認可のもと、実施されています。さらに、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が開始され、3～5歳のこどもと0～2歳の住民税非課税世帯のこどもの利用料が無償化されました。

また、国においては、令和5年12月に閣議決定したこども未来戦略に基づき、令和6年度から保育所等の職員配置基準の見直しを行い、さらに、0歳から2歳までのこどもが、親の就労要件を問わず月一定時間まで柔軟に利用できる「こども誰でも通園制度」を令和7年度に制度化し、令和8年度には本格実施することとしています。

こうした動きを踏まえ、今後、県内における幼児教育・保育の質を向上させていくには、多様な利用者ニーズを的確に捉え、教育や保育サービスの更なる充実を図るとともに、それらを提供するための保育人材を確保することが特に重要となっています。

【具体的な施策】

⑤-11 こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実

ア 幼児教育・保育の充実

① 教育・保育サービスの充実

- ◎地域の実情を反映して市町が提供する、教育・保育サービスの量が確保できるよう支援します。
- ◎教育と保育を一体的に提供する認定こども園の普及を促進します。
- こどもにとって保護者との愛情・信頼関係の中で育つことが最も大切な時期であることから、家庭的保育等事業をあらゆる機会を通じて啓発した上で、増加傾向にある低年齢児（0～2歳）保育の受入れニーズに適切に対応していきます。
- ◎市町が実施する一時預かりや延長保育、病児・病後児保育など、多様な保育ニーズへの対応や、保育サービスネットワークの構築を支援します。
- ◎1か所で一時的預かりや延長保育、休日保育など、多様な保育ニーズに応える多機能保育施設・事業の整備を支援します。
- ◎保育人材の処遇改善はもとより、スキルアップに向けた支援や保育士の魅力の向上、潜在的な人的資源の活用など、県保育士・保育所支援センター等とも連携を図りながら多様な保育サービスの拡充に必要な人材の確保に努めます。
- ◎育児経験者等を対象とした子育て支援員について、市町と連携して養成に努めます。
- 保育所における保育の特性を生かしつつ、常に保育の内容や方法を見直し、改善・向上が図られるとともに、こどもが健康で安全に生活できる場となるよう努めます。
- 家庭的保育等事業と教育・保育施設の連携を推進します。
- 制度改正や各種通知などの行政情報については、会議や文書等を通じて、より分かりやすい周知に努めます。
- ◎幼稚園における預かり保育の拡充と質の確保を支援します。
- 愛媛総合教育センター内に設置した「幼児教育センター」の機能を活用しながら

ら、公私の別や施設種を超えて幼児教育を推進する体制を構築するとともに、幼児教育施設の教職員等への研修の充実や小学校教育との接続の推進を図ります。

- 幼稚園教諭・保育士等による専門性を活かした子育て支援の取組みを推進するとともに、子育てに悩みや不安を抱える保護者など、地域における保護者に対する家庭教育支援を充実するため、家庭教育支援チーム等による学習機会の提供や情報提供、相談対応、地域の居場所づくり、訪問型家庭教育支援等の取組みを推進します。
- 共働き世帯の増加等を背景に、待機児童が発生しないよう県及び全市町が参画する県待機児童対策協議会を設置し、引き続き待機児童対策を促進します。
- 令和8年度に予定される「こども誰でも通園制度」の運用が円滑に開始され、希望するすべてのこどもに保育の機会が確保されるよう、市町や施設等の取組を支援していきます。
- 保育所等における重大事故や虐待等の不適切保育を発生させないよう、定期監査や県地方局に配置している保育指導専門職員による巡回指導を始め、こどもの安全などの各種研修の実施等により未然防止に向けた相談・支援を行います。
- 今後発生が予想される南海トラフ地震等の災害に備え、こどもの安全や保護者の安心につながるようこどもに携わる人材の意識啓発・スキルアップに努めます。

② **教育と保育それぞれの特長を活かしたサービスの提供**

- ◎教育と保育を一体的に提供する認定こども園の普及を促進します。
- 子ども・子育て支援新制度に基づき教育・保育を提供する施設・事業について、その提供される教育・保育に係る情報の公表に努めます。

③ **教職員の資質及び専門性の向上**

- 教職員の経験に応じた研修の充実に努めます。
- 幼稚園、保育所、認定こども園等の関係者がともに参加する研修機会の充実に努めます。
- 研究団体主催の研修の支援に努めます。

④ **幼児の小学校への円滑な接続**

- 幼稚園、保育所、認定こども園等と小学校との連携を促進します。
- 保幼小連携教育の研究を充実させ、その成果の発信に努めます。
- 幼保・幼小間の長期派遣研修や人事交流を生かした教育活動の推進に努めます。

⑤ **認可外保育施設利用者の安心感の向上**

- 認可外保育施設設置者とともに、認可外保育施設に入所している児童の処遇改善と福祉の向上を図ります。
- 認可外保育施設については、届出の指導及び立入調査等により、保育の質の確保と適正な運営が行われるよう指導監督基準に基づき、指導・助言に努めます。

⑥ **食育の推進に関する支援**

- 保育所を始めとした児童福祉施設においては、ふさわしい食生活が展開され、適切な援助が行われるよう、各施設において、「児童福祉施設における食事の提供ガイド」の活用等を通じ、こどもの発育・発達状態・健康状態・栄養状態・生活状況等を把握し、それぞれに応じた必要な栄養量が確保できるように努めるとともに、食育の観点から、食事の提供や栄養管理を行い、こどもの健やかな発育・発達を支援します。
- 保育所等における食育の推進に当たっては、「保育所保育指針」、「保育所における食事の提供ガイドライン」等を参照し、専門性を生かしながら、家庭や地域、福祉、教育分野等と連携を図っていくことが重要であり、児童養護施設等で暮らすこどもにおいては、入所前の家庭生活において適切な食生活が営まれていない場合があることから、児童養護施設等の運営指針の活用を通じ、こどもの発達過程に応じた食習慣を身に付けられるよう食育を推進します。

目標指標

	目 標 指 標	基準値	目標値	担 当
39	認定こども園の認可・認定数	127 か所 (R6)	157 か所 (R11)	子育て支援課
40	病児・病後児保育（ファミサポ事業[病児緊急対策強化事業を含む]）延べ利用者数	11,949 人 (R5)	20,980 人 (R11)	子育て支援課
41	一時預かりの延べ利用者数	427,857 人 (R5)	456,336 人 (R11)	子育て支援課
42	勤務保育士数（新配置基準に沿った保育を実施するための必要数）	5,916 人 (R6)	7,000 人 (R8)	子育て支援課
43	子育て支援員認定数	1,686 人 (R6)	2,344 人 (R11)	子育て支援課
44	各私立幼稚園における子育て支援の取組数の平均値	3 件 (R6)	3 件 (R11)	子育て支援課
45	待機児童数	0 人 (R6)	0 人 (R11)	子育て支援課

第6目標 「希望する教育と自立」を支援する“えひめ”

【現状と課題】

創造性や社会性、自立意識に欠けるこどもが増えていると言われるほか、こどもの体力の低下や生活習慣の乱れ、肥満の増加、さらには朝食の欠食や間食が多いなどの指摘がなされています。

このため、こどもが自分で課題を見つけ、自ら学び、主体的に判断・行動し、問題を解決する力や命を大切にできる心、他人を思いやる心、感動する心等の「豊かな人間性」、正しい食生活のもと、たくましく生きるための健康や体力を備えた「生きる力」を、学校、家庭、地域が相互に連携しつつ社会全体で育てていくことが必要です。

学校は、心身の発達に応じた適切な教育を実施する場所であり、そこに通うこどもたちが、いきいきと活動するための魅力のある環境整備が不可欠です。

このため、安全な環境の下で、地域や保護者、こどもたちに愛され、信頼される学校であること、また、教職員には、知識・技能はもとより、こどもが社会の変化の中で主体的に生きていくことができるよう、児童・生徒の多様な特性や長所を最大限に伸ばす指導力が求められます。

さらに、社会問題化しているいじめのほか、不登校などに効果的に対応するため、教育相談体制の充実を図り、こどもの問題行動等を未然に防止するとともに、問題行動等に至った場合は、適切に立ち直りの支援を行っていくことが必要です。

また、共働き家庭等が増加する中、保育所等の待機児童の発生のみならず、児童の小学校就学を機に、仕事と育児の両立が困難となるいわゆる「小1の壁」問題が生じており、児童が放課後や長期休業中を安全・安心に過ごすことができる居場所の確保が課題となっています。

次代を担う人材育成の観点からも、共働き家庭等の児童に限らず、すべての児童が放課後等における多様な体験・活動を行うことができる環境の整備が重要であるため、保育の利用者が、小学校就学後も引き続き利用できるこどもの居場所を確保できるよう、国の放課後児童対策の充実に加え、すべての児童を対象として総合的な放課後対策を講じていく必要があります。

さらに、こどもや若者が、単に安全・安心に過ごす物理的な場としてではなく、主体的に「居たい」「行きたい」「やってみたい」と感じられる多様な居場所づくりが必要とされています。

【具体的な施策】

⑥-12 こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育

① 学校と家庭や地域との連携・交流の促進

- ◎地域住民が学校運営に参画するために制度化された学校評議員制度の周知に努めます。
- ◎全県立学校に設置した学校評議員の意見が今まで以上に反映されるよう、各校の実態に即したシステムを研究します。
- 小中学校についても、学校評議員の設置を促進するなど、開かれた学校づくりを進めます。
- 学校教職員の子育て関連活動への参加を促進します。
- 県立学校において、学校評価（自己評価及び学校関係者評価）の実施及び公表を行い、学校・家庭・地域の連携協力による学校づくりを進めます。

- ◎自己評価・学校関係者評価等の実施を市町等に働き掛け、実施、公表、報告を推進します。
- 地域住民の参画による地域学校協働活動、放課後子ども教室、えひめ未来塾の取組を推進します。
- ◎「えひめ学校・地域教育サポーター企業」を活用し、地元企業・団体が学校に出向いて行う出前授業等を通じて、地域の多様な教育資源をこどもたちの教育に活かします。

② 教員の資質・能力の向上

- 児童生徒にとって楽しく分かる授業を目指して、「授業評価システムガイドライン」を活用した授業改善を進め、教員全体の実践的指導力の向上を図ります。
- 教員の資質・能力向上のための様々な専門研修を実施します。
- 学習管理システムの活用により教員研修を改善し、効率的かつ効果的な研修の充実を図るとともに、教育現場における専門的なICT活用によるサポート体制を整備するほか、教員のデジタルリテラシーの向上にも取り組み、教員のICTを活用した指導力の向上等を図ります。
- 一人一人の児童生徒に対して、組織的な生徒指導を展開していくために、校内の生徒指導の方針・基準を明確に定め、年間の生徒指導計画に盛り込むとともに、教職員間で共有し、一貫性のある生徒指導が推進できる体制の充実に努めます。
- 生徒指導の取組について学校評価を行い、結果を踏まえ生徒指導の取組を改善し、学校における生徒指導體制の充実に努めます。
- 特にいじめや不登校への対応については、どのこどもにも、どの学校においても起こり得ることを十分に認識し、実効性ある指導體制の確立に努めるとともに、学校の安全性を確保するため、社会で許されない行為に対しては、毅然とした態度で臨みます。
 - ※いじめへの対応については「第5章3(5)いじめ防止」で後掲
 - ※不登校への対応については「第5章3(6)不登校のこどもへの支援」で後掲
- 家庭や地域との連携を密にしながら、一人一人の個性や可能性を伸ばすきめ細かい援助・指導を行い、社会的に自己実現できるような資質や態度の育成に努めます。

③ 確かな学力の定着と向上

- 「第4期愛媛県学力向上推進3か年計画」に基づき、愛媛で学ぶすべてのこどもたちにこれからの新しい時代に求められる資質・能力を育成していきます。
- 「えひめICT学習支援システム」の開発・運用を通して、テストをCBT化するなど、愛媛教育のデジタル化を推進するとともに、これまで効果の大きかった学力向上施策を継続実施することで、更なる学校教育の質の保証・向上に努めます。
- 中学生の英語力の向上などの課題克服に努めます。
- 少人数学級の実施により、こどもの反応や理解度に応じた指導、障がいのあるこどもなど教育的ニーズに応じた指導、協働学習等の学習活動・機会の充実を通じた学力・学習面の育成に努めます。
- 高等学校においては、学校や生徒の実態等に応じ、必要がある場合には、各教科・科目の指導に当たり、義務教育段階での学習内容の確実な定着を図るための学習機会を、適宜設けます。また、家庭との連携を図りながら、生徒の学習習慣を確立します。
- ◎障がいのあるこどもが就学前から卒業後まで切れ目ない指導や支援を受けられるよう、個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成・活用を促進し、一人一人の学習上の困難を改善・克服できるよう、個に応じた指導方法や指導體制の

工夫改善に努めます。【再掲】

- 多様な研修の確保に努め、教師の自己研修を奨励するとともに、授業評価システムを活用した適切な授業評価の実施や新学習指導要領に対応した主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を推進する中で、教師の実践的指導力の向上を図ります。
- ◎学校評価の充実を図り、特色ある開かれた学校づくりに取り組むとともに、家庭・地域との連携を推進し、児童生徒のよりよい学習習慣、生活習慣の定着に努めます。
- 児童・生徒の科学技術、理科・算数・数学への興味・関心を高め、主体的な学びを深化・発展させ、「将来の夢」「科学を楽しむ心」を育成するとともに、将来の優れた科学技術人材の育成に努めます。

④ 学校における教育相談の充実

- 県内すべての中高生を対象にSNSを活用した相談窓口「SNS相談ほっとえひめ」を開設し、学校生活や友達関係、いじめ、性被害・性暴力など様々な不安や悩みへの早期対応及び深刻化の未然防止を図ります。
- 児童生徒やその家族が抱える身体的な悩みや性格、友人関係、学業成績、部活動、将来の進路、家庭生活、さらにはSNS等を介したいじめやトラブルなどの問題に対応するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用した教育相談体制の一層の充実に努め、種々の悩みの解決や生き方についての援助を行います。
- 教員に対し、カウンセリング等の研修を充実し、教育相談の能力向上を図ります。
- 児童生徒一人一人をより深く理解し、それぞれの発達に即して、好ましい人間関係を育て、自己理解を深めさせることにより、児童生徒の健全な心身の育成に努めます。

⑤ 安全で豊かな学校環境の提供

- ◎学校施設は、児童生徒が1日の大半を過ごす活動の場であるとともに、災害時には避難所としても利用することから、県立学校については、施設の長寿命化対策を推進するとともに、地震発生時の被害を少しでも軽減できるよう、窓・ガラス、内外装材など非構造部材の修繕に取り組みます。また、小中学校等校舎については、一刻も早い耐震化完了に向けた取組を促進します。
- ◎県立学校において、教室へのエアコン設置率100%を目指すとともに、ICT環境整備による教育の情報化を一層推進します。
- 養護教諭による児童生徒の心身の健康相談や健康教育の充実を図ります。
- 危機管理意識の徹底、学校防災体制の推進、薬物乱用防止教育、性に関する指導の進め方等の研修会を開催します。
- 各学校の危機管理マニュアルをもとに、保護者、地域、関係機関との連携を積極的に図ります。
- 教職員対象の安全教室講習会を実施し、教員等の危機管理意識の高揚と児童生徒の安全確保に努めます
- 学校関連施設の木造化・木質化を推進します。
- 児童生徒の学習支援、健康管理の補助や校内衛生環境の整備等を行う学校教育活動支援員を速やかに配置し、きめ細やかな感染症対策や個に応じたサポートを行うことにより、児童生徒が安心して学校生活を送れるよう支援します。

⑥ 就学機会の確保

- 家庭の状況にかかわらず、すべての就学の意思のある高校生が安心して教育を受けられるよう、公立高校生については、高等学校等就学支援金により授業料を実質無償化するとともに、低所得者世帯を対象に、奨学のための給付金により授業料以外の教育費を支援します。また、奨学金制度の推進に努めます。
- 私立高校生等については、高等学校等就学支援金により授業料を助成（令和2

年4月から年収590万円未満世帯は実質無償化)するほか、低所得者世帯を対象に、奨学のための給付金により授業料以外の教育費を支援します。また、奨学金制度の推進に努めます。

- 労働者のこどもの教育に必要な資金需要に応えるため、金融機関と協調して低利の融資制度を運用し、利用促進に努めます。
- 夜間中学は、義務教育未修了者に加え、外国籍の者、入学希望既卒者、不登校となっている学齢生徒等の多様な生徒を受け入れる重要な役割を担っていることから、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律等に基づき、すべての都道府県に少なくとも一つの夜間中学を設置するよう促進していることに鑑み、夜間中学について、広く県民に対してニーズ調査を行うとともに、随時、市町の意向を確認するなど、設置の必要性について検討します。

⑥-13 居場所づくり

① 多様なこどもの居場所づくりの推進

- 子ども・若者が遊んだり、何もしなかつたり、好きなことをして過ごす時間や場所、人との関係性すべてが「居場所」になり得るものと認識し、子ども・若者の視点に立った多様な居場所づくりを推進します

② 放課後児童対策の総合的な推進

- ◎国の放課後児童対策に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、放課後に適切な遊び及び生活の場を与え、健全な育成を図る放課後児童クラブの設置を促進します。
- ◎放課後や週末に、希望するすべてのこどもが安全に安心して集える活動拠点として「放課後子ども教室」を設け、地域の様々な人々がボランティアとして関わり、勉強、スポーツ、文化活動、地域との交流活動等を実施し、地域総がかりで取り組む青少年の健全育成を推進します。
- 放課後児童クラブと放課後子ども教室の校内交流型・連携型の取組を促進します。
- コミュニティ・スクールの仕組みを活用し、放課後児童クラブ関係者や放課後子ども教室関係者と学校関係者が連携・協力した放課後児童対策を推進します。
- 放課後児童クラブ等における障がい児の受入れを促進します。
- 地域における児童健全育成の総合的拠点施設である児童館は、健全な遊びを通じた児童の育成や放課後児童クラブの運営、児童問題の相談などの指導や地域組織活動の助長などに資することから、市町の計画的な整備促進に取り組みます。
- 子ども・子育て家庭が自由に利用できる健全な活動拠点を充実させるため、えひめこどもの城を核とした児童館の相互交流と連携を推進していきます。
- 市町や民間団体等と連携し、長期休暇等におけるこどもの居場所やこどもの意見を踏まえた体験活動等の提供を推進します。
- えひめこどもの城をはじめとした県内児童館におけるこどもの居場所づくりを推進します。
- 子ども食堂や交流食堂の開設・運営をサポートし、こどもたちの食生活改善、孤食解消や居場所づくりに努めます。
- 商店街の空き店舗等を活用した託児施設や児童交流施設の整備を促進します。
- ◎子ども連れで気軽に外出できる環境づくりに積極的に取り組む店舗等を募集し、「えひめのびのび子育て応援隊」として登録する取組を推進します。

③ 職員の資質及び専門性の向上

- ◎放課後児童クラブの運営に欠かせない放課後児童支援員を養成するための研修や放課後児童クラブと放課後子ども教室の関係者がともに参加する専門研修を

実施するなど、職員の資質向上に努めます。

- 放課後児童クラブにおいて、地域やクラブ間で、こどもの学びや体験に差が生じないように、放課後児童支援員のスキル向上を図ります。
- 地域学校協働活動推進員（地域コーディネーター）の配置促進等による地域学校協働活動の充実と多様な地域人材の参画を促進します。

④ **地域における子育て家庭への支援体制の充実**

- ◎子育てを援助してほしい人と援助したい人をつなぐファミリー・サポートセンターの設置・運営を支援します。【再掲】
- ◎教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報を提供したり、必要に応じ相談に応じたり助言を行ったりしながら関係機関との連絡調整を行います。
- 生活保護世帯のこどもを含む生活困窮世帯のこどもを対象に、生活困窮者自立支援法に基づき、こどもの学習・生活支援事業を実施し、学習支援や進路選択に関する相談や居場所づくり等の支援を行います。
- 官民共同による「子どもの愛顔応援ファンド」を活用し、こども及び子育て世帯を支える施策を推進します。【再掲】
- 地域での高齢者の経験を活かした子育て支援活動など、学校・家庭・地域の力を活用した子育て支援体制の確立をサポートします。

⑤ **児童館・児童センター活動の充実**

- えひめこどもの城を始めとする児童館の活用により、遊びを通してこどもたちの健全な育成を支援します。
- ◎えひめこどもの城については、「第2期えひめこどもの城魅力向上戦略」に基づき、魅力ある遊具の設置や老朽化遊具のリニューアル等によって利用促進に努めるとともに、酷暑時等でも安全に利用できるよう、施設整備に取り組みます。また、新しい遊びや体験活動の開拓等によって児童館としての新たな価値を創出するとともに、とべもりジップラインでつながったとべ動物園をはじめとするとべもり+（プラス）の連携をさらに強化し、こどもの創造力や自主性、豊かな感受性等を育むための機会の提供に努めます。
- ◎指定管理者等と連携を図りながら、えひめこどもの城を核とした児童館の相互交流と連携を推進し、児童館活動の一層の充実を図るとともに、児童関連施設職員や放課後児童支援員、ボランティアスタッフなど、児童の健全育成に資する人材の育成を行います。

⑥ **こどもの遊びや学びの支援**

- えひめこどもの城、県総合科学博物館、県歴史文化博物館において、指定管理者等と連携を図りながら、こどもの健全な遊びや学習に資する魅力的なイベントを実施します。
- 県美術館やとべ動物園等において、利用日・時間の弾力的な運用やこども料金の設定に配慮します。
- 県立図書館において、おはなし会やこどものための講演会の開催等、こどもが本に親しむきっかけづくりに努めます。

⑦ **子育て家庭に安全・快適な環境づくり**

- 公共建築物や、道路、歩行空間、公共交通機関等のバリアフリー化を推進するとともに、ユニバーサルデザインの理念に基づいた環境づくりに努めます。
- ◎県営住宅のバリアフリー化を推進します。
- 商店街の空き店舗等を活用した託児施設や児童交流施設の整備を促進します。【再掲】
- 公共施設等における子育て家庭対応型トイレ等の設置を推進します。
- 健康増進法の周知・徹底を図り、こどもが受動喫煙をしない社会づくりに努めます。
- 各保健所にシックハウス症候群相談窓口を設置するとともに、相談者の要望等により、当該住居等におけるシックハウス症候群の原因物質の特定に努めます。

⑥-14 小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実

① 地域の実情に応じた小児救急医療体制の整備【再掲】

- ◎各圏域の小児救急医療機関として、小児救急医療サービスの確保を図っていきます。
- ◎小児救急医療電話相談を実施し、小児患者の保護者等向けの電話相談体制を整備することにより、地域の小児救急医療体制を補強します。
- 小児を含む救急患者の救命率の向上や後遺症の軽減等を図るため、ドクターヘリのより効果的・効率的な運用に努めます。

② 小児科医師の確保【再掲】

- 小児科医師の適正な配置等を行うため、医師確保対策について、国等に働きかけます。
- 将来医師として県内で地域医療に従事しようとする医学生に対し、奨学金を貸与することで小児科・産科等の医師確保を図ります。また、看護職員については、人材確保と質の向上のために、「養成」「職場定着」「離職防止」「復職支援」に取り組みます。【再掲】

③ 乳幼児の疾病の早期発見・早期治療【再掲】

- 市町が実施する乳幼児医療費助成の底上げに努めます。
- ◎先天性代謝異常等の早期発見・早期治療のため、新生児マススクリーニング検査を実施します。

④ 疾病の予防【再掲】

- 感染症を予防するため、予防接種の重要性についての周知を図ります。
- 予防接種センター（県立中央病院）において、かかりつけ医では対応しにくい予防接種要注意者に対する接種や、予防接種の専門的な相談指導を推進します。

⑤ 小児慢性特定疾病児童等及びその家族の支援【再掲】

- 慢性的な疾病にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とする児童等の健全育成及び自立促進を図るため、小児慢性特定疾病児童等及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行います。
- 長期にわたり医療施設において療養を必要とする児童の家族等に対する宿泊及び休養の施設「ファミリーハウスあい」の運営により、小児慢性特定疾病児童等及びその家族を支援します。

⑥ 性に関する教育や普及啓発・相談支援とこころのケア

- ◎学童期から思春期のこどもたちを対象に、発達段階に応じた性教育を実施し、命や性、性感染症等に関する正しい知識の普及に努めます。
- 性同一性障害や性的指向・性自認に係る困難を抱えるこどもが、自分らしく生きることのできる社会を築いていくために、正しい理解や認識を深める取組の充実に努めます。
- 保健所において、思春期の身体的・精神的な悩みの相談を実施します。
- 児童思春期における心の問題に対応できる専門家（医師、看護師、精神保健福祉士、公認心理師等）を養成するため、思春期精神保健対策研修を行います。

⑥-15 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育

① ライフデザインを描く支援

- こども・若者が自らのライフデザインを描けるよう、様々な仕事・ロールモデルに触れる機会、社会保障や労働法令を知る機会、社会人との交流の場、乳幼児や小学生と触れ合う機会などを創出します。
- 様々な世代における固定的性別役割分担意識を解消し、お互いが協力して

子育てや家事などの家庭責任を担うことができるよう、様々な機会・媒体を活用した普及啓発活動を推進します。【再掲】

② 政治参画の促進

- 教育基本法や学習指導要領に基づき、政治的教養の教育を充実させ、国家及び社会の形成者として必要な資質を養います。
- こども・若者が主権者としての判断を適切に行うことができるよう、系統的、計画的な指導を実施するとともに、選挙管理委員会や議会事務局等との連携を進め、現実の具体的な政治的事象も取り扱い、こども・若者が主権者としての権利を円滑に行使することができるよう、より実践的な教育活動を推進します。

③ 消費者教育の推進及び金融リテラシーの向上

- こども・若者が消費者の権利と責任について理解するとともに、主体的に判断し責任を持って行動ができるよう消費者教育の推進を図るとともに、金融経済教育の機会を提供し、こども・若者の金融リテラシーの向上に取り組みます。

⑥-16 いじめ防止

- 「愛媛県いじめの防止等のための基本的な方針」に基づき、いじめを絶対に許さないとの強い姿勢で、いじめの根絶に向けて、学校・家庭・地域・関係諸機関が連携した組織的な取組を推進し、迅速かつ適切な対応に努めるとともに、いじめの未然防止につながる社会性の育成やSNSでの誹謗中傷等を含むネット上のいじめ対策に取り組みます。
- 学校・地域におけるいじめの防止等に資する「愛媛県いじめ問題対策連絡協議会」を開催するなど、教育関係者、関係機関、家庭及び地域の連携を強化します。
- 24 時間体制でいじめや不登校の相談に応じる電話相談や「リスク判定サポート機能」を用いたSNSを活用した相談等を通して、解決が困難な問題や重大な事件に遭遇した児童生徒等の心のケアに努めます。【再掲】

⑥-17 不登校のこどもへの支援

- 不登校を未然に防止するため、不登校が特別な状況下で起こるのではなく、どのこどもにも起こり得ることを理解し、社会的自立に向けて、自らの進路を主体的に形成していくための生き方支援を行います。【再掲】
- 入学・進級など成長の節目においては、学校や学年の移行が円滑に進むよう細やかな配慮を行い、すべてのこどもにとって、居場所があり、楽しく通える魅力ある学校づくりに努めます。【再掲】
- ◎心と体の健康センターにおいて、不登校、ひきこもり等の思春期特有の精神保健に関する専門的な相談を実施します。【再掲】
- 不登校から中途退学になるケースも多いことから、高等学校においては、中学校と連携して十分な学校説明と体験入学等を行い、高等学校での不適応を事前に防止するよう努めます。【再掲】
- 入学後は教育相談活動を充実させ、生徒一人一人が孤立し、孤独に陥らないように、日頃から生徒の悩みを聞く体制を構築していきます。【再掲】
- 24 時間体制でいじめや不登校の相談に応じる電話相談や「リスク判定サポート機能」を用いたSNSを活用した相談等を通して、解決が困難な問題や重大な事件に遭遇した児童生徒等の心のケアに努めます。【再掲】
- 学校における教育相談体制（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、ハートなんでも相談員等）を充実します。【再掲】
- 校内サポートルーム及びメタバース上の学びの場である「メタサポキャンパス」において、不登校児童生徒の社会的自立に向けた取組を推進します。【再掲】
- フリースクール等と連携し、学校以外の場における教育機会の確保や居場所づ

くり等を推進します。

⑥-18 校則の見直し

- 学校や地域の状況に応じて各学校が定める校則の見直しを行う場合には、その過程で子どもや保護者等の関係者からの意見の聴取が行われるように努めます。

⑥-19 体罰や不適切な指導の防止

- 教職員による体罰や不適切な指導等については、部活動を含めた学校教育全体で、いかなる子どもに対しても決して許されないとの強い姿勢で、体罰や不適切な指導の根絶に取り組みます。【再掲】

⑥-20 高校中退の予防、高校中退後の支援

- 不登校から中途退学になるケースも多いことから、高等学校においては、中学校と連携して十分な学校説明と体験入学等を行い、高等学校での不適応を事前に防止するよう努めます。【再掲】
- 入学後は教育相談活動を充実させ、生徒一人一人が孤立し、孤独に陥らないように、日頃から生徒の悩みを聞く体制を構築していきます。【再掲】
- 在学中の妊娠・出産を機に高校を中退する生徒もいますが、生徒が妊娠した場合には、母体の保護を最優先としつつ、教育上必要な配慮を行うべきものであることについて、周知を図ります。
- 学校と地域社会等による優れた連携・協働の取組への表彰や、学校のキャリア教育の指導内容に関する手引・パンフレットの周知、教員向けの説明会の実施等により、各学校における発達の段階に応じた体系的なキャリア教育の充実を図ります。
- 若年無業者の総合相談窓口である地域若者サポートステーションやハローワーク等が実施する支援内容等について、高校等と連携しながら高校中退者等への情報提供や訪問支援を行うなど、就労支援や復学・就学、ニート化の未然防止のための取組を進めます。
- 高校中退者等を対象に、地域住民・民間団体等の様々な地域資源を活用しながら高等学校卒業程度の学力を身に付けさせるための学習相談及び学習支援を実施する取組を支援・推進します。
- 高校等中退者が高等学校等に再入学して学び直す場合、授業料に係る支援を受けられることができるよう、高等学校等就学支援金相当額を支給します。(全日制の場合は最長1年間、定時制・通信制の場合は最長2年間)

目標指標

	目 標 指 標	基準値	目標値	担 当
46	県立学校への学校評議員の設置率	100.0% (R5)	100.0% (R11)	高校教育課
47	公立小中学校における学校評議員（類似制度含む）の設置率	100.0% (R5)	100.0% (R11)	義務教育課
48	学校関係者評価の実施率（公立）	100.0% (R5)	100.0% (R11)	義務教育課
49	「えひめ学校教育サポーター」登録企業・団体数	226 件 (R5)	238 件 (R11)	社会教育課
50	朝食を欠食する県民の割合（小学生）	7.4% (R6)	0% (R11)	健康増進課
51	学校の耐震化率（市町立小中学校）	80.3% (H26)	100.0% (市町による)	義務教育課
52	県立学校の教室へのエアコン設置率	68.5% (R5)	90.0% (R11)	高校教育課
53	県立学校の普通教室における電子黒板の整備率	100.0% (R6)	100.0% (R11)	高校教育課
54	放課後児童クラブの登録児童数	15,848 人 (R5)	16,700 人 (R11)	子育て支援課
55	放課後子ども教室の設置数	132 か所 (R5)	142 か所 (R11)	社会教育課
56	放課後児童支援員数	1,223 人 (R5)	1,800 人 (R8)	子育て支援課
57	利用者支援事業実施か所数	31 か所 (R5)	39 か所 (R11)	子育て支援課
58	児童館の設置数	46 か所 (R5)	46 か所 (R11)	子育て支援課
59	えひめこどもの城の来園者数	386,270 人 (R5)	460,000 人 (R10)	子育て支援課
60	バリアフリー化に配慮した県営住宅戸数割合	87.7% (R6)	100.0% (R11)	建築住宅課
61	十代の人工妊娠中絶率（人口千対）	3.8 (R5)	減少 (R11)	健康増進課
62	不登校児童数（公立小学校）	1,311 人 (R5)	減少 (R11)	義務教育課
63	不登校生徒数（公立中学校）	2,049 人 (R5)	減少 (R11)	義務教育課
64	不登校生徒数（県立高校等）	412 人 (R5)	減少 (R11)	高校教育課

〔青年期〕

第7目標 「修学・地域活動・就労・家庭生活を持つことで、ライフキャリアや子育てに夢」が感じられる“えひめ”

【現状と課題】

核家族化や少子化の進行、地域コミュニティの希薄化等により、従来に比べ地域と子育て家庭との交流が少なくなっています。また、性別役割分担意識は変化しているものの、家庭においては未だ、女性に子育ての役割と責任が集中していることが、育児ストレス等の主な要因となっています。

このため、個人の意思を尊重するという大前提を踏まえたうえで、将来の選択の一つとして、家庭を持つことや、親になることなどを考える機会の提供や、男女が共に協力して子育てや家事に関わることによる、子育ての意義や楽しさ、その重要性等の啓発も必要です。

就職後、雇用のミスマッチ等により早期に離職した若者や不本意ながら非正規雇用やニートの状況にある若者には、不安定な生活状況による将来への不安から結婚を先送りする方も多いと言われています。

このため、若者の職業観を醸成するためのキャリア教育を推進するとともに、「就職～結婚～出産～子育て」を望みながらも、特に経済力の面で踏み出せないでいる若年者に対して、職業訓練や一人ひとりの適性と能力に合った就職支援を行い、若者世代の生活を支援する取組を進めていくことが必要です。

また、子育てに伴う経済的負担と並んで、未婚化・晩婚化・晩産化が指摘されています。本県における未婚者の割合は、男性は約5人に1人、女性は約6人に1人であり、平均初婚年齢は男性が30歳を超え、女性も30歳に近づいています。

一方で、国の調査によると、独身者の約8割が結婚を希望しており、25歳～34歳の年齢層の独身にとどまっている理由は、「適当な相手にめぐり合わない」が最も多くなっています。

このため、子育て環境の整備と合わせて、「適当な相手にめぐり合わない」という理由で独身にとどまっている未婚者に対し、多様な出会いの機会の支援を行っていくことも必要です。

【具体的な施策】

⑦-21 高等教育の修学支援、高等教育の充実

① 大学等進学に対する教育機会の提供【再掲】

- 高等教育段階においては、意欲と能力のある若者が、経済的理由により大学等への進学を断念することがないように、国の就学支援新制度により、真に支援の必要な住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生に対し、授業料及び入学金の減免と給付型奨学金の支給による支援を行います。
- 生活困窮世帯等に対し、若者学習サポート事業により、高校進学前後の生徒等への学習支援や居場所づくりに取り組みます。
- ひとり親家庭学習ボランティア派遣事業、若者就学支援事業、えひめ未来塾といった事業を各地域にて実施し、児童への学習支援や進学相談等を実施することにより、学習意識と学力の向上を図ります。

② 生活困窮世帯等への進学費用等の支援【再掲】

- 県社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸付制度により、低所得世帯のこどもが高校や大学等において修学するための入学金、授業料等の貸付けを行います。
- 生活保護世帯のこどもが、大学等に進学した際に、新生活の立ち上げ費用として進学準備給付金を給付するとともに、大学等に通学している間に限り、そのこどもを含めた人員による住宅扶助額を支給します。
- 大学等への進学を検討している高校生等のいる生活保護世帯に対して、進学に向けた各種費用についての相談や助言、各種奨学金制度の案内等を行います。

③ ひとり親家庭への進学費用等の負担軽減【再掲】

- ひとり親家庭のこどもが、大学等への進学を断念することがないように、母子父子寡婦福祉資金貸付金による経済的支援を継続します。
- ひとり親家庭のこどもが高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講した場合の費用への支援を引き続き実施します。

⑦-22 就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組

① 若者の自立支援

- 若者の意欲を高めるため、各方面において次代を担う若者の育成に努めます。
- ボランティア活動や初等・中等教育段階における職場体験学習などの社会体験活動を通じ、若者が社会の中での自分の役割について積極的に考え、主体性や社会性を育むことを支援します。
- 学生を対象とした職場見学・体験、出前講座の実施により、職業意識や就労意欲、地元企業に対する理解の向上に努めます。
- 青年海外協力隊への派遣促進や海外からの技術研修生との交流促進など、様々な体験を糧と捉える人材の輩出に努めます。
- 小・中・高等学校等の学びを蓄積し、自身の変容や成長を実感させることを通じて、若者のキャリア形成が図られるよう、キャリア教育の充実に努めます。

② 若者の就業促進

- ◎ジョブカフェ愛 work（愛媛県若年者就職支援センター）において、定住外国人の若者を含めた若者を対象に、かかりつけのキャリアコンサルタントが職業相談や職業適性診断等に基づき、個々のケースに応じたきめ細かな支援を就職から職場定着に至るまでのきめ細かな支援に加え、企業のニーズに応じた人材を育成するなど、雇用対策・人材育成を総合的に実施します。
- 民間教育訓練機関等を活用した職業訓練等により、不安定な就業状態にある若年者の正規雇用等への転換を支援します。
- ◎地域若者サポートステーションにおいて、各種セミナー、職場見学・体験等を実施し、若年無業者等の職業的自立を支援します。
- ◎県下3校の産業技術専門校において、就業に必要な知識・技能を身に付ける職業訓練を実施します。
- 県内企業のニーズに応じた人材の育成や在学中からの職業意識の醸成を図るなど、若者の雇用対策、人材育成を総合的に実施するとともに、新規学卒者、未就職卒業者を対象としたセミナーや会社説明会を開催するほか、就職に結びつかない若者を対象に、若者同士の仲間づくりやフィールドワーク中心の実践的研修を行い、企業が若者に求める「働く意欲と能力」（就活力）の向上に努めます。
- 地域の中小企業の魅力情報と求人情報を若者に提供するとともに、若者と企業の交流会を職業紹介と併せて実施し、マッチング機会の促進を図ります。
- （一社）えひめ若年人材育成推進機構を核として、地域社会が一体となって、「えひめ」の未来を担う若年者の育成に取り組む体制を構築するとともに、若者を取り巻く経済団体、教育機関、保護者団体、企業、NPO法人など

関係者の自律的な取組を促進します。

◎新規学卒者等向け合同会社説明会と併せて企業との交流会を開催するほか、インターンシップを促進するなど、将来の県内就職の促進を図ります。

③ 若者の雇用確保

○若者の県外への転出超過に歯止めをかけるためにも、各界の代表者等で組織する「愛媛県雇用対策会議」において、若者の総合的な雇用対策について検討・協議します。

○県内経済団体及び企業等に対して、雇用の維持・確保や個々の能力を発揮できる雇用環境の創出、人材育成機会の充実を働き掛けます。

○ジョブカフェ愛 work において、地域の中小企業が若年人材の確保や職場定着に向けて行う取組を支援し、若者の県内企業への就職促進を図ります。

○仕事と家庭の両立支援や女性活躍推進に積極的に取り組む企業を「ひめボス宣言事業所」として認証し、誰もが働きやすく、働きがいのある環境整備を促進します。

◎中学生、高校生に向けて県内の中小企業の魅力を発信し、将来の本県での就職促進に繋がります。

○県外大学と就職支援連携協定を締結し、本県出身の県外学生等に対して県内企業の情報を発信し、本県における若年者の採用の拡大を目指します。

○創業に向け、具体的な事業計画や熱意・意欲を持つ若者の一連の活動を支援します。

○構造改革特区制度を活用した先行事例のうち、雇用拡大効果が見込まれるものや、雇用の確保・拡大が実証されたものなどについて、本県への応用導入をめざします。

○地域経済の活性化と地域雇用の創造について、地域の視点から総合的に推進する地域再生構想に対し、市町等とともに積極的な提案を行います。

④ 職業能力の開発

○ものづくりや高度な技能の魅力を若い世代に発信するため、学校や地域における「ものづくり」体験教室や技能振興イベントを開催するとともに、技能検定等の受検促進や熟練技能者等による指導を行います。

○学卒者向け公共職業訓練では、産業界のニーズに柔軟に対応した内容の充実を図ります。

○企業等が自ら若年労働者等に行う職業訓練を支援します。

⑤ ニート（若年無業者）支援体制の整備

◎「ニート」と呼ばれる若者の職業的自立を支援するため、地域若者サポートステーションにおいて、きめ細かな個別相談やセミナー等を実施し、就職等の進路決定に導きます。

◎若年無業者の総合相談窓口である地域若者サポートステーションやハローワーク等が実施する支援内容等について、高校等と連携しながら高校中退者等への情報提供や訪問支援を行うなど、就労支援や復学・就学、ニート化の未然防止のための取組を進めます。【再掲】

○地域若者サポートステーションを中心に、ジョブカフェ愛 work やハローワークなどの就職支援機関、職業訓練機関、教育機関、保健・福祉機関等の関係機関が互いの強み（専門性）を理解し、支援のネットワーク化を形成して対応します。

⑥ 若年子育て家庭等の生活支援

○児童手当制度等の円滑な推進に努めます

○県営住宅への子育て世帯・若年夫婦世帯等の優先的入居の受付を実施します。

⑦-23 結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援

① 結婚の希望が叶う支援体制づくり

- ◎平成20年11月に開設した「えひめ結婚支援センター」を核として、企業・団体、市町、ボランティア等と連携、協力して、結婚を希望する独身男女に、出会いイベントやお見合い事業を通じて出会いの場を提供します。
- 結婚や子育てに対する前向きな気運を醸成し、家庭や子育てに夢を持ち、喜びを実感できる環境づくりに努めます。
- 結婚や子育てを含むライフイベントについて、社会全体で支え合う気運の醸成や、地域課題に対応した総合的な結婚支援についての国への提言や要望活動に取り組みます。
- 居住エリアにとらわれないオンライン婚活を導入し、えひめ結婚支援センターの機能の拡充を図ります。
- 令和6年度にえひめ結婚支援センターに設置した「結婚支援連携推進員」を活用して、市町や企業等と連携して地域で一体となって結婚を支援する気運を醸成します。

② 若い世代への出会い・結婚支援

- 晩婚化を背景とした妊娠・出産・育児期間の短縮等により、希望する人数の子どもを生み育てられないという課題があることから、特に、未婚率の上昇が著しい20代等を中心に、結婚や家庭を持つことを考える機会づくりや独身者相互の出会い・交流を深める取組を行います。

③ 結婚を希望する労働者の支援

- 結婚を希望する労働者の資金需要に応えるため、金融機関と協調して低利の融資制度を運用し、利用促進に努めます。

④ 結婚に伴う新生活への経済的支援

- 市町と連携して、新婚家庭の新居に係る家賃や引越費用等を補助する事業に取り組み、経済的理由で結婚に踏み出せない希望者を支援します。

⑤ 子育て世帯との関わりや家族を持つことを考える機会の提供

- 次代を担う若者に対して、乳幼児や親との交流やライフデザイン講座等の開催を通じて、子育て世帯との関わりや、将来の選択肢の一つとして、結婚して家庭を持つこと、親になること等を考える機会を提供します。

⑦-24 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談支援

① ひきこもり等支援策の充実【再掲】

- ひきこもりの問題は、本人だけでなく、家族や友人、学校、地域等の状況が複雑に絡み合っており、その対応の難しさから本人や家族の労苦が長期間に及ぶなど、近年、深刻な社会問題となっていることから、ひきこもり支援の充実を図るため、各機関の支援者を対象に資質向上のための研修を実施します。
- 本人や家族のニーズに沿った適切な支援を提供するために、精神保健福祉分野をはじめ、児童福祉や労働、教育等の各分野が連携した「ひきこもり支援関係機関連絡協議会」を中心に支援情報の集約や共有を図るとともに、より身近な市町において、ひきこもりに関する相談が受けられるよう、各保健所及び心と体の健康センター（ひきこもり相談室）が市町と連携し、相談窓口整備等に対する技術的支援を行います。
- 心と体の健康センター（ひきこもり相談室）では、ひきこもりに関する専門相談窓口として、支援対象者の状況に応じた支援機関の紹介や各種支援情報の提供を行うほか、必要に応じて保健所等と連携しながら、回復に向けた支援を行います。

② 困難な問題を抱える女性への支援の推進

- 子ども・若者を含む困難な問題を抱える女性に対し、それぞれの意思を尊重しながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた多様な支援を包括的に提供できる体制を整備します。
- DV被害や経済的問題等を抱えた母子世帯の入所する県立愛媛母子生活支援セ

ンターにおいて、自立に向けた支援を充実します。【再掲】

- 若い世代の交際相手からの暴力である「デートDV」について、将来にわたりDVの加害者にも被害者にもならないために、若い世代に対し、DVに対する正しい認識と男女が対等な立場でお互いの人権を尊重できる関係について学ぶ機会を提供するため、大学生、短期大学生、専修学校生、高校生等を対象としたデートDV・性暴力防止啓発講座や中学校・高校教職員に対するデートDV・性暴力防止教育研修を開催します。【再掲】
- 若い世代が身近で安心して交際相手からの暴力について相談できるよう、配偶者暴力相談支援センター等の相談窓口の周知を図ります。【再掲】
- 配偶者に対する暴力（DV）が児童虐待に関連・影響する可能性もあることから、教育関係者、放課後児童支援員、保育士等に対し、児童虐待に関する留意事項に加え、DVの特性、こどもや被害者の立場や配慮すべき事項等について研修を通じて周知徹底を図るよう、市町、市町教育委員会及び関係機関へ協力を要請します。【再掲】
- 福祉総合支援センター、東予及び南予子ども・女性支援センターでは、DV被害者の同伴児童に対し、通所や訪問により児童の状況に応じた適切な対応に努めます。【再掲】
- 各市町及び各市町の要保護児童対策地域協議会において、DVによる児童虐待について、早期発見と再発防止、必要に応じた母子保健サービスや子育て支援サービス等による援助が行えるように情報を共有し、一層の連携に努めます。【再掲】

目標指標

	目 標 指 標	基準値	目標値	担 当
65	産業技術専門校における就職率	84.9% (R5)	増加 (R11)	労政雇用課
66	県内大学新規卒業者の就職決定率（全体）	97.0% (R5)	98.0% (R11)	産業人材課
67	県内大学新規卒業者の就職決定率（県内就職）	42.9% (R5)	増加 (R11)	産業人材課
68	若年無業者の進路決定者数	101人 (R5)	200人 (R11)	労政雇用課
69	えひめ結婚支援センターの成婚報告数	1,522組 (R5)	2,120組 (R8)	少子化対策・男女参画室

第8目標 「家庭・地域の愛情」で育む“えひめ”

【現状と課題】

少子化や核家族化の進行、地域のつながりの希薄化等により、子育てに対する助言や支援、協力を得ることが難しくなっているほか、生活スタイルの多様化など、子育て家庭と子どもを取り巻く環境が複雑に変化しています。

このため、子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、自己肯定感をとゆとりを持って、子どもと向き合えるよう、子育て支援施策を総合的、計画的に推進するほか、社会全体で子育てを支援するための気運の醸成や県民の意識の啓発を図るとともに、子育て支援活動を行うNPOやボランティア団体、企業、地域住民等の各主体の役割が十分果たせるよう、必要な支援、情報提供等に努める必要があります。

また、次代の社会を担う子どもたちが、その置かれた環境に関わらず、将来に夢を持って健やかに成長するためには、行政のみで対応できる支援には限界があります。

このため、子育て支援活動を行うNPOやボランティア団体、企業、地域住民等と行政とが、それぞれの立場においてその役割と責任を果たすとともに、地域社会が一体となって相互に連携・協働しながら取組を進めていくことが必要です。

小児医療現場では、大人に比べて診察・治療等における負担が大きいことなどを背景に、小児科医の減少等が見られ、小児医療水準・小児救急医療レベルの低下が懸念されています。

このため、子どもの状態が急変することの多い夜間等における救急医療体制の充実や、長期治療・高額医療費負担を要する小児慢性特定疾病児等へ医療費助成等を行い小児慢性特定疾病対策など、いつでも安心して小児医療サービスを受けられる体制の整備が必要です。

【具体的な施策】

⑧-25 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

① 民間と協働した子育て支援の輪の拡大【再掲】

- ◎官民共同による「子どもの愛顔応援ファンド」を活用し、子ども及び子育て世帯を支える施策を推進します。
- ◎県と市町、県内紙おむつメーカーとの官民協働により、第2子以降を出生した世帯に、紙おむつ製品の購入に利用できる5万円分（約1年分）のクーポン券「愛顔っ子応援券」を交付します。
- 子ども食堂や交流食堂の開設・運営をサポートし、子どもたちの食生活改善、孤食解消や居場所づくりに努めます。

② 医療費の負担軽減

- 子どもの医療費助成は、県による就学前の乳幼児医療費助成制度をベースに、各市町が独自の少子化対策として上乗せ助成を行い、県と市町とを合わせた助成により、すべての市町で、高校卒業まで自己負担なしとなっており、引き続き、医療費の負担軽減に取り組みます。

③ 教育費の負担軽減【再掲】

- すべての意思ある子どもが安心して教育を受けられるよう、就学支援金、授業料等支援、高等教育の修学支援新制度の実施等により、修学に係る経済的負担

の軽減を図ります。

④ ふたり親世帯を含む困窮世帯等への支援【再掲】

- 低所得で生活が困難な状態にある世帯の生活困窮者の就労支援に資する生活保護受給者等就労自立促進事業を活用し、就労による自立を促進します。
- 生活困窮者や生活保護受給者の就労支援について、就労支援員による支援や、ハローワークと福祉事務所等のチーム支援、就労の準備段階の者への支援など、きめ細かい支援を実施します。
- 生活保護受給者の就労や自立に向けたインセンティブの強化として、積極的に求職活動に取り組む者への就労活動促進費の支給や、安定した職業に就いたこと等により保護を脱却した場合に、就労自立給付金を支給します。
- 子育て中の女性の学び直し、いわゆる「リカレント教育」を推進するため、短期大学又は民間専門学校に委託して、国家資格等の取得及び正職員就職を目標とする職業訓練を実施します。

⑧-26 地域子育て支援、家庭教育支援

① 地域における子育てへの理解促進と家庭教育力の向上

- 市町等と連携しながら、様々な機会を活用し、地域住民等が一体となって子育てを支援するための気運の醸成に努めます。
- 「えひめ教育の日」、「えひめ教育月間」での啓発事業を通じて、県民総ぐるみで教育について考え、行動する気運の醸成に努めます。
- 保護者に対する学習の機会や情報提供等に活用できるプログラム集（愛顔の子育てトーク&わーく応援プログラム集）の普及啓発を図り、地域全体で家庭教育を支える体制づくりを推進します。
- 家庭教育支援チームや子育て経験者、専門家等が講座や訪問等を通して情報や学習機会の提供を行うことにより、相談体制の充実等、地域全体で家庭教育を支えていく基盤の形成を促進します。
- 家庭教育の充実に向けた職場づくりのために企業の経営者、従業員をあげて自主的に取り組んでいる企業と『えひめ家庭教育サポート企業』の協定を結び、互いに協力しながら愛媛県の家庭教育の向上を目指します。
- こどもの権利擁護のため、体罰や暴力がこどもに及ぼす悪影響や体罰によらない子育てに関する理解が社会で広まるよう、普及啓発活動を行います
- 乳幼児の子育て活動の支援や乳幼児の親同士に交流の場を提供するなど、子育ての負担感の緩和を図り、安心して子育てができるようきめ細かな子育て支援サービスを提供する地域子育て支援拠点施設の設置促進を啓発します。
- 子育てを援助してほしい人と援助したい人をつなぐファミリー・サポート・センターの設置・運営を支援します。【再掲】
- 教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報を提供したり、必要に応じ相談に応じたり助言を行ったりしながら関係機関との連絡調整を行います。
- 生活保護世帯のこどもを含む生活困窮世帯のこどもを対象に、生活困窮者自立支援法に基づき、こどもの学習・生活支援事業を実施し、学習支援や進路選択に関する相談や居場所づくり等の支援を行います。

② 身近な場所での子育て相談体制の充実

- すべての子育て世帯が、役所等に足を運ばなくても、気軽に悩みを相談したり必要な情報を取得することができるよう、愛顔の子育て応援サイト「きらきらナビ」による情報提供や掲載内容の充実に取り組みます。
- 市に設置した家庭児童相談室において、専門的知識を持った職員が家庭や児童に関する様々な相談に応じます。
- 愛媛県総合教育センターに教育相談室を設置し、幼児の発達や子育てに関する相談を行います。
- 各市町に児童委員及び主任児童委員を配置し、子育てに関する援助相談を行い

ます。

- 市町の要保護児童対策地域協議会へ児童支援コーディネーターを派遣し、必要な助言・技術援助を行うとともに、調整担当者を対象とした研修を実施し、職員の専門性向上を通して同協議会の取組の強化を図ります。
- 県立子ども療育センターを核に、障がい児を対象とした医療、福祉、教育にわたる総合的な相談体制の構築を行います。
- 乳幼児の子育て活動の支援や乳幼児の親同士に交流の場を提供するなど、子育ての負担感の緩和を図り、安心して子育てができるようきめ細かな子育て支援サービスを提供する地域子育て支援拠点施設の設置促進を啓発します。
- 幼稚園における子育て支援の充実を支援します。
- 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うため、こども家庭センターにおける伴走型相談支援等を通じて、子育てに関する情報の提供のほか、乳幼児とその保護者の心身の状況や養育環境の把握を行うとともに、保護者から養育についての相談を受け、助言を行うなど、必要な支援を行います。【再掲】

③ 子育ての負担や不安、孤立感の解消

- 出産や育児を経たのちの希望する職場復帰、就業継続の前提となる保育施設や児童クラブ等の受け皿を確保することで、ライフステージの切れ目なく仕事と育児の両立が図られるよう努めます。
- 家庭での保育が一時的に困難となった場合、一時的に預かり、必要な保育を提供します。
- 家庭で養育を受けることが一時的に困難となった場合、里親宅や児童養護施設等で必要な養育・保護を行います。
- 保育が必要なこどもが、通常の保育所等の利用日及び時間以外の日及び時間においても保育を必要とする場合、必要な保育を提供します。
- 保育が必要な病気のこどもに、病院・保育所等に付設された専用スペースでの一時的な保育を提供します。
- 各圏域の小児救急医療機関として、小児救急医療サービスの確保を図っていきます。【再掲】
- 小児救急医療電話相談を実施し、小児患者の保護者向けの電話相談体制を整備することにより、地域の小児救急医療体制を補強します。
- 小児科医師の適正な配置等を行うため、医師確保対策について、国等に働きかけます。【再掲】
- 慢性的な疾病にかかっていることにより、長期にわたり療育を必要とする児童等の健全育成及び自立促進を図るため、小児慢性特定疾病児童等及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行います。【再掲】
- 長期にわたり医療施設において療育を必要とする児童の家族等に対する宿泊及び休養の施設「ファミリーハウスあい」の運営により、小児慢性疾患児童及びその家族を支援します。【再掲】
- 子育て世帯が低廉な家賃で住宅を確保できるよう、県営住宅に子育て世帯専用住戸を設置します。
- 労働者の育児に必要な資金需要に応えるため、金融機関と協調して低利の融資制度を運用し、利用促進に努めます。
- 令和8年度に予定される「こども誰でも通園制度」の運用が円滑に開始され、希望するすべてのこどもに保育の機会が確保されるよう、市町や施設等の取組を支援していきます。

④ 子育て支援の輪の拡大

- NPOやボランティア団体等、多様な主体による協働により、地域全体で子育て支援に取り組む気運の醸成に努めます。
- 保育所や児童館等におけるこどもとのふれあいを通して、子育てを考え、子育て支援活動に積極的に関わる人の輪を広げていきます。

- ◎官民共同による「子どもの愛顔応援ファンド」を活用し、こども及び子育て世帯を支える施策を推進します。
- ◎県と市町、県内紙おむつメーカーとの官民協働により、第2子以降を出生した世帯に、紙おむつ製品の購入に利用できる5万円分（約1年分）のクーポン券「愛顔っ子応援券」を交付します。
- こども食堂や交流食堂の開設・運営をサポートし、こどもたちの食生活改善、孤食解消や居場所づくりに努めます。
- ⑤ 地域における子育て家庭への支援体制の充実（民間と協働した支援）**
- ◎子育てを援助してほしい人と援助したい人をつなぐファミリー・サポート・センターの設置・運営を支援します。【再掲】
- 地域での高齢者の経験を活かした子育て支援活動など、学校・家庭・地域の力を活用した子育て支援体制の確立をサポートします。
- ◎こども連れで気軽に外出できる環境づくりに積極的に取り組む店舗等を募集し、「えひめのびのび子育て応援隊」として登録する取組を推進します。【再掲】
- ⑥ 児童館・児童センター活動の充実【再掲】**
- えひめこどもの城を始めとする児童館の活用により、遊びを通してこどもたちの健全な育成を支援します。
- ◎えひめこどもの城については、「第2期えひめこどもの城魅力向上戦略」に基づき、魅力ある遊具の設置や老朽化遊具のリニューアル等によって利用促進に努めるとともに、酷暑時等でも安全に利用できるよう、施設整備に取り組みます。また、新しい遊びや体験活動の開拓等によって児童館としての新たな価値を創出するとともに、とべもりジップラインでつながったとべ動物園を始めとするとべもり+（プラス）の連携をさらに強化し、こどもの創造力や自主性、豊かな感受性等を育むための機会の提供に努めます。
- ◎指定管理者等と連携を図りながら、えひめこどもの城を核とした児童館の相互交流と連携を推進し、児童館活動の一層の充実を図るとともに、児童関連施設職員や放課後児童支援員、ボランティアスタッフなど、児童の健全育成に資する人材の育成を行います。
- ⑦ こどもの遊びや学びの支援【再掲】**
- えひめこどもの城、県総合科学博物館、県歴史文化博物館において、指定管理者等と連携を図りながら、こどもの健全な遊びや学習に資する魅力的なイベントを実施します。
- 県美術館やとべ動物園等において、利用日・時間の弾力的な運用やこども料金の設定に配慮します。
- 県立図書館において、おはなし会やこどものための講演会の開催等、こどもが本に親しむきっかけづくりに努めます。
- ⑧ 子育て家庭に安全・快適な環境づくり【再掲】**
- 公共建築物や、道路、歩行空間、公共交通機関等のバリアフリー化を推進するとともに、ユニバーサルデザインの理念に基づいた環境づくりに努めます。
- ◎県営住宅のバリアフリー化を推進します。
- 商店街の空き店舗等を活用した託児施設や児童交流施設の整備を促進します。
- 公共施設等における子育て家庭対応型トイレ等の設置を推進します。
- 健康増進法の周知・徹底を図り、こどもが受動喫煙をしない社会づくりに努めます。
- 各保健所にシックハウス症候群相談窓口を設置するとともに、相談者の要望等により、当該住居等におけるシックハウス症候群の原因物質の特定に努めます。
- ⑨ 温かい家庭づくりの推進**
- 「家族の日」、「家族の週間」を中心として、家族の大切さ、家族を支える地域の力に対する県民の理解を深め、家族の強い信頼関係を基盤にした家族同士のふれあいのある温かい家庭づくりを一層推進するため、関係団

体等と幅広く連携・協力し、体罰等によらない子育てや家族、地域の大切さについて、積極的な広報・啓発などに取り組みます。

⑩ 家庭の教育力の向上

- 家庭が、こどもの基本的な倫理観や生活習慣、自制心、自立心などを培う重要な責任主体であることについて、県民の理解促進を図ります。
- 子育て学習会や家庭教育講座等の全県展開に努め、県下各地において、家庭教育・子育てに悩む保護者への相談対応や学習機会の提供、啓発活動を通じ、地域における家庭教育支援の基盤づくりの推進に努めます。
- 愛媛県青少年育成協議会が主唱する「家族が集い、家庭生活」について率直に話し合い、見直すことにより、家庭内の愛情と信頼で結ばれた温かい人間関係を育む「家庭の日」運動の推進に取り組みます。

⑪ 家庭・学校・地域・諸機関の機能強化と連携の促進

- 青少年教育団体を育成し、自主的活動を支援するとともに、研修会・講習会等の充実にも努めながら、指導員の養成と資質の向上を図り、指導者活動の一層の活性化を図っていきます。
- 児童関連施設職員や放課後児童支援員、ボランティアスタッフなど、児童の健全育成に資する人材の育成に努めます。
- 地域のスポーツ指導者を学校に配置し、運動部活動及び授業の充実と教員の資質の向上に努めます。
- 地域の教育力を活用し、地域と連携した特色ある学校教育の推進を図ります。
- 地域住民の関係が希薄化した都市部等では、こどもの遊び場が失われつつあることから、えひめこどもの城の遊びの体験機能や県内児童館等のセンター的機能、研究・養成機能を総合的に活用するとともに、えひめこどもの城を多角的に運営し、児童厚生施設としての機能強化に努めます。
- 放課後や週末に、希望するすべてのこどもが安全に安心して集える活動拠点として「放課後子ども教室」を設け、地域の様々な人々がボランティアとして関わり、勉強、スポーツ、文化活動、地域との交流活動等を実施し、地域総がかりで取り組む青少年の健全育成を推進します。
- 地域における児童健全育成の総合的拠点施設である児童館は、健全な遊びを通じた児童の育成や放課後児童クラブの運営、児童問題の相談などの指導や地域組織活動の助長などに資することから、市町の計画的な整備促進に取り組みます。
- こども・子育て家庭が自由に利用できる健全な活動拠点を充実させるため、えひめこどもの城を核とした児童館の相互交流と連携を推進していきます。
- 家庭、学校、地域社会が密接に連携し、県民総ぐるみによる青少年健全育成活動を展開するため、11月の「こどもまんなか月間」にあわせた啓発活動を重点的に実施し、青少年健全育成活動に対する県民の理解を深めていきます。
- 7月の「青少年の非行・被害防止全国強調月間」にあわせた県民大会を県、県教育委員会、警察、県青少年育成協議会が共催し、青少年の非行・被害防止と健全育成への県民意識の高揚を図ります。
- 県、県教育委員会、県青少年育成協議会等が共催する「愛媛の未来をひらく少年の主張大会」において、作文発表を通じて、未来を担う少年に、社会の一員としての自覚と行動を促すとともに、少年の健全育成に対する一般の理解と関心を深めていきます。
- あらゆる機会を捉え、関係団体・機関やNPO、ボランティアグループ等と連携を密にした啓発活動、実践活動を展開し、地域住民総ぐるみの健全育成活動、非行・被害防止活動を推進していきます。

- インターネットを介した情報化社会の進展により、児童生徒の行動範囲が広がり、学校だけでは児童生徒の行動を把握しにくい状況となっていることから、学校と警察の連携による「えひめ児童生徒をまもり育てるサポート制度」を適切に運用し、児童生徒の非行等の問題について連携することにより、問題の所在を相互に理解し、それぞれの役割を果たしつつ、非行や被害のより効果的な未然防止、児童生徒の立ち直り支援等を実施します。

【再掲】

- 近年の児童生徒に係る安全管理や非行の低年齢化などに対応するため、「児童生徒をまもり育てる連絡会」を開催するなど、教育関係者、警察、家庭及び地域との連携を強化します。【再掲】
- 学校と警察等が連携し、非行防止教室等の開催を通じて、児童生徒に対し、社会のルールを守ることや自分の行動に責任を持つことを教え、規範意識を養い、児童生徒の健全な育成に取り組みます。【再掲】
- 民生・児童委員や主任児童委員児童相談所等の児童福祉関係機関、市町と学校等の教育機関とのつなぎ役を果たすスクールソーシャルワーカーを配置するなど連携強化に努めます。【再掲】
- 思春期特有の精神的な悩みや不安に対する専門的な相談体制を整備すること等により、思春期を中心とした青少年の健全な育成に取り組みます。【再掲】
- 若者の身近なコミュニケーション手段であるSNSを活用した相談窓口やフリーダイヤルの電話相談窓口等における相談対応により、若者の自殺防止に努めるとともに、自殺予防週間・自殺対策強化月間中の啓発事業等を通じて、精神保健における相談体制の充実等に取り組みます。【再掲】
- 学校・地域におけるいじめの防止等に資する「愛媛県いじめ問題対策連絡協議会」を開催するなど、教育関係者、関係機関、家庭及び地域の連携を強化します。【再掲】
- 24時間体制でいじめや不登校の相談に応じる電話相談や「リスク判定サポート機能」を用いたSNSを活用した相談等を通して、解決が困難な問題や重大な事件に遭遇した児童生徒等の心のケアに努めます。【再掲】
- 「犯罪の起きにくい安全で安心なまちづくり条例」に基づき、自主的な防犯活動や犯罪の防止に配慮した環境整備の促進などを図るとともに、安全・安心に関する情報提供を積極的に行います。【再掲】
- 地方局に地方青少年対策班を設置する等、関係機関・団体との連携を強化し、県内の青少年の現状を把握し、青少年対策を効果的に推進していきます。
- 県民と市町に“より近い”地方局に設置している地方青少年対策班については、子ども・若者育成支援推進法第19条の「子ども・若者地域協議会」として位置付け、県の地方機関、教育事務所、地元警察署、相談機関等での構成に加え、国や市町の関係機関等にも参加・協力を求め、地域における青少年の非行の現状や対応すべき課題の共有、情報交換を行うとともに、各機関の連携のあり方などを協議し、同法の「子ども・若者育成支援に関連する関係機関が連携し適切な支援を行う」との趣旨を踏まえた施策を推進していきます。
- 教育に対する県民の理解と関心を深め、学校や家庭、地域住民、企業、行政等がそれぞれの役割を担い、県民総ぐるみで愛媛の教育について考え、そして行動する気運を醸成するため、県内教育関係団体、県教育委員会、市町教育委員会等で組織する「えひめ教育の日」推進会議を中心に、11月1日の「えひめ教育の日」及び11月の「えひめ教育月間」に合わせた普及・啓発活動や関連事業を実施します。
- 青少年に関わる各種啓発を推進するため、関係機関・団体等と連携・協力し、パンフレットや機関誌の発行を行うとともに、インターネットを活用

して、各種大会等の開催や支援情報・相談機関の周知など、必要な情報が適確に青少年や保護者の手元に届くよう情報の提供に努めます。

⑧-27 ひとり親家庭への支援

① ひとり親家庭等に対する就業支援

- ◎就業に関する相談、就業に役立つ資格の取得など、経済的な自立に向けた就業支援の充実に努めます。
- ◎様々な理由により、高等学校を卒業できなかったひとり親家庭の親等の、学び直しに向けた取組に対する給付金の支給を通じて、就業支援の推進に努めます。
- ◎民間教育訓練機関等を活用した職業訓練コースへのひとり親家庭の親の優先的な受入れを行います。

② ひとり親家庭等に対する子育て・生活面の支援

- ◎保育所への入所や放課後児童健全育成事業の利用に当たっての特別の配慮、居宅等における子育てや生活面に対する支援体制の充実に努めます。
- ◎ひとり親家庭のこどもに対する生活・学習支援を行うなど、生活の向上に努めます。
- ◎ひとり親家庭の児童のためにボランティアによる学習支援を行い、学習への意識と学力の向上を図り、将来の就業などの自立につなげます。
- ◎県営住宅へのひとり親家庭の優先的入居の受付を実施します。
- ◎子育て世帯を含む住宅確保要配慮者に対して、愛媛県居住支援協議会を通じ、民間賃貸住宅への入居を支援します。

③ ひとり親家庭等に対する経済的支援

- ◎必要な資金の貸付けや児童扶養手当等の適時・適正な支給を行うとともに、医療費の一定額の助成など、経済的負担の軽減の支援に努めます。

④ ひとり親家庭等に対する相談・支援

- ◎母子・父子自立支援員等を中心とした相談・支援の充実に努めます。
- ◎養育費の確保など、法律上の諸問題を解決するための専門家による相談の実施に努めます。
- ◎各種制度の利用促進のためのパンフレットや広報誌等による情報提供等に努めます。
- ◎ひとり親家庭等の支援に取り組んでいる母子・父子福祉団体、NPO等の自主性を尊重した育成・支援に努めます。
- ◎愛顔の子育て応援サイト「きらきらナビ」により、相談事例集や各種行政支援情報を配信し、ひとり親家庭の子育て支援の充実に努めます。【再掲】
- ◎父母が離婚した後もこどもの利益を確保することを目的として、こどもを養育する親の責務を明確化するとともに、親権、養育費、親子交流などに関する諸規定の見直しを行った民法等の一部を改正する法律（令和6年法律第33号）の成立を踏まえ、正しい理解の促進を図るため、ひとり親家庭に向けた当事者目線での周知・広報に努めます。【再掲】

目標指標

	目 標 指 標	基準値	目標値	担 当
70	愛顔の子育て応援事業における紙おむつ購入券の交付率	100.0% (R6)	100.0% (R11)	少子化対策・男女参画室
71	家庭教育を支援する講座・学習会の開催回数	360回 (R5)	420回 (R11)	社会教育課
72	「えひめ家庭教育サポート企業連携事業」協定締結企業数	99企業 (R5)	129企業 (R11)	社会教育課
73	地域子育て支援拠点施設設置か所数	93か所 (R5)	93か所 (R11)	子育て支援課
74	LINE版愛顔の子育て応援サイト「きらきらナビ」登録者数	5,902人 (R6.12)	7,000人 (R11)	少子化対策・男女参画室
75	LINE版愛顔の子育て応援サイト「きらきらナビ」男性利用者割合	19.0% (R6.12)	20.0% (R11)	少子化対策・男女参画室
76	ファミリー・サポート・センターの設置か所数	13か所 (R5)	13か所 (R11)	子育て支援課
77	「えひめのびのび子育て応援隊」登録店舗数	2,093件 (R5)	2,400件 (R11)	少子化対策・男女参画室
78	就業支援講習会受講生の就業率	78.6% (R5)	80.0% (R11)	子育て支援課
79	自立支援教育訓練費受給者の就業率	100.0% (R5)	100.0% (R11)	子育て支援課
80	高等職業訓練促進給付金受給者の就業率	67.0% (R5)	100.0% (R11)	子育て支援課
81	ひとり親家庭学習支援ボランティアの実施市町数	6自治体 (R6)	10自治体 (R11)	子育て支援課

第9目標 「子育てと仕事の両立」を実現する“えひめ”

【現状と課題】

性別や年齢に関わりなく、一人ひとりの実情に応じて多様で柔軟な働き方を選択できるよう、働き方改革や職場における環境整備、女性活躍の推進等の取組が進められています。

また、国において、関連法の改正がなされ、育児や介護をしながら働く人の支援強化に向けた制度見直しが進んでいます。

このため、男性も女性も仕事と生活のバランスの取れた多様な生き方を選択できるよう、子育てしやすい職場環境づくりを支援するとともに、職場における人材の確保・定着を図るためにも、子育てと仕事の両立を阻害する、職場や社会における固定的性別役割分担意識や慣行、その他の諸要因の解消を図るなどの取組を進めることが必要です。

ワーク・ライフ・バランスを実現し、子育てと仕事の両立を図るためには、それぞれの企業（職場）において、両立に向けた各種制度の導入や支援策を充実していくことが重要ですが、一方で、この問題は、固定的性別役割分担意識や職場中心のライフスタイルなど、個人の意識や価値観などとも密接に関係するものであり、取組を進めていくうえで、様々な世代における意識改革が不可欠です。

このため、各家庭においては、男女共同参画についての理解をより一層深めるとともに、一人ひとりがこれまでの働き方や役割分担の在り方を見直し、子育てに関する各種支援制度の積極的活用や長時間労働の是正等に関心を持ち、自ら主体的に行動していくことが必要です。

子育てと仕事の両立を図るためには、個人の意識改革や職場での環境づくりを進めると同時に、それぞれの地域において、子育て家庭の多様なニーズに対応した各種支援サービスの充実を図ることが求められます。

このため、市町や関係機関等と連携しつつ、保育サービスや放課後児童対策の充実をはじめ、ファミリー・サポート・センターの充実や情報提供など、地域におけるきめ細かな子育て支援サービスの提供に取り組んでいくことが必要です。

【具体的な施策】

⑨-28 共働き・共育ての推進、男性の家事・子育ての主体的な参画 促進・拡大

ア 子育てしやすい職場環境づくり

① 職場における意識改革の促進

- 長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、同一労働同一賃金の導入等、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保に向けて、働き方改革の着実な推進に努めます。
- 育児休業、子の看護等休暇や育児のための短時間勤務制度等、仕事と両立して安心して子どもを育てられる労働環境の整備を引き続き図ります。
- ◎子育てをはじめとする家庭生活と仕事の両立支援に取り組む県内企業を認証する「ひめボス宣言事業所認証制度」の普及拡大を通じて、男女を問わず育児休業などの両立支援制度が気兼ねなく利用できる職場風土の醸成等を図り、誰もが働きやすく、働きがいのある職場環境の整備を進めます。
- 職場において地域活動の意義や重要性への関心等を高める観点から、企業等に対して、ボランティア活動への参加等を働き掛けます。
- より多くの企業が次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく一般

事業主行動計画の策定・実行に取り組むよう、愛媛労働局等と連携しながら、事業主向けセミナーや会議等を通じた周知・啓発に努めます。

② 出産等に伴う不本意な離転職の防止に向けた取組

- ◎子育て期の労働者が就労を継続できるよう、愛媛労働局等と連携を図り、育児休業、子育て中の短時間勤務・所定外労働の制限、子の看護等休暇等の育児・介護休業法に基づく制度について、周知を図ります。
- 男女が職場で十分に能力を発揮しながら出産・子育てができる環境整備の観点から、様々な機会を捉え、ポジティブ・アクションの普及促進を図ります。
- 「ひめボス宣言事業所認証制度」の普及拡大を通じて、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの防止に向けた企業の取組を促進します。
- 出産や育児に伴う離職者を含む離転職者に対し、知識・技能を習得し得る職業訓練を実施し、女性の早期再就職を支援します。
- 安定した雇用の確保に向け、事業所内保育施設の整備を促進します。

③ 仕事と生活の両立支援をはじめとする働き方改革の促進

- 愛媛労働局等の関係機関と連携して県内企業の働き方改革に関する相談・支援体制を整備するとともに、セミナー等を通じて企業における取組を推進し、ライフステージや生活環境に応じた働き方が実現できる職場環境整備を支援します。
- 様々な機会を捉え、短時間正社員制度、フレックスタイム制度、在宅勤務制度など多様な働き方の普及促進を図ります。

④ 企業による積極的な次世代育成支援対策の取組促進

- ◎「ひめボス宣言事業所認証制度」の普及拡大を通じて、子育てをはじめとする家庭生活と仕事が両立しやすい職場環境づくりに積極的に取り組む県内企業の社会的評価の向上を図ります。
- より多くの企業が次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・実行に取り組むよう、愛媛労働局等と連携しながら、事業主向けセミナーや会議等を通じた周知・啓発に努めます。【再掲】
- セミナー等の啓発活動を通じて職場の意識改革を図り、男性の育児休業取得促進等、育児参加しやすい職場環境づくりを促進します。

イ 固定的性別役割分担意識の解消とライフスタイルの見直し

① 男女共同参画に関する普及啓発

- 子育てや家庭の大切さについて理解を深めるとともに、男女が共に参画する家庭・地域づくりを進めるため、こどもの頃から成長段階に応じた教育・啓発を行います。
- 県の広報紙やホームページ、各種講座等の開催により、男女共同参画に関する情報発信や意識向上を図ります。
- ◎固定的性別役割分担意識を解消し、お互いが協力して子育てや家事などの家庭責任を担うことができるよう、様々な機会・媒体を活用した普及啓発活動を推進します。
- ◎男女共同参画社会の意義や責任など、特に男性の参加を重視した学習機会の提供や情報提供を推進します。
- 男性も参画する子育て団体の活動を支援するとともに、愛顔の子育て応援サイト「きらきらナビ」を活用してロールモデルとなり得る事例を紹介します。【再掲】
- 家事・育児への積極的関わりと、その効果などについて、男性を対象とした意識啓発活動等により、男性が積極的に育児に参加しやすい環境づくりに努めます。

② 職場中心のライフスタイルの見直し促進

- 働き方の見直しを進め、職場中心の意識・生活から職場・家庭・地域のバランスのとれた生活への転換を進めるための普及啓発活動を推進します。

○労働者のボランティア活動やNPO活動など、地域活動への参画を促進します。

③ **長時間労働の是正等に向けた普及啓発**

○労働者がゆとりある生活時間の下、家事やこどもとのふれあいの時間を確保できるように、愛媛労働局等と連携を図りつつ、長時間労働の是正や年次有給休暇の取得促進等、働き方の見直しに向けた意識啓発に努めます。

④ **職場における子育て支援に関する各種制度の利用促進**

○子育て期の労働者が継続就労できるように、愛媛労働局等と連携を図りつつ、育児休業や子の看護等休暇など、子育てを支援する各種制度の周知と利用促進に努めます。

ウ **子育てと仕事の両立を支援する地域づくり**

① **教育・保育サービスの充実【再掲】**

◎地域の実情を反映して市町が提供する、教育・保育サービスの量が確保できるよう支援します。

○教育と保育を一体的に提供する認定こども園の普及を促進します。

○こどもにとって保護者との愛情・信頼関係の中で育つことが最も大切な時期であることから、地域の実情をふまえた家庭的保育等事業を検討の上、あらゆる機会を通じて啓発した上で、増加傾向にある低年齢児（0～2歳）保育の受け入れニーズに適切に応えていきます。

◎市町が実施する一時預かりや延長保育、病児・病後児保育など、多様な保育ニーズへの対応や、保育サービスネットワークの構築を支援します。

◎1か所ですべての一時預かりや延長保育、休日保育など、多様な保育ニーズに応える多機能保育施設・事業の整備を支援します。

○提供主体の如何にかかわらず、利用者の保育ニーズに応じた多様なサービスの提供状況により、その活動を評価する仕組みを検討します。

○保育人材の処遇改善等、多様な保育サービスの拡充に必要な人材の確保に努めます。

◎育児経験者等を対象とした子育て支援員について、市町と連携して養成に努めます。

○自己評価・学校関係者評価等の実施を市町等に働き掛けます。

◎保育人材の処遇改善はもとより、スキルアップに向けた支援や保育士の魅力の向上、潜在的な人的資源の活用など、県保育士・保育所支援センター等とも連携を図りながら多様な保育サービスの拡充に必要な保育人材の確保に努めます。

○家庭的保育等事業と教育・保育施設の連携を推進します。

○制度改正や各種通知などの行政情報については、会議や文書等を通じて、より分かりやすい周知に努めます。

◎自己評価・学校関係者評価の実施、公表、報告を推進します。

◎幼稚園における預かり保育の拡充と質の確保を支援します。

○共働き世帯の増加等を背景に、待機児童が発生しないよう県及び全市町が参画する県待機児童対策協議会を設置し、引き続き待機児童対策を促進します。

○令和8年度に予定される「こども誰でも通園制度」の運用が円滑に開始され、希望するすべてのこどもに保育の機会が確保されるよう、市町や施設等の取組を支援していきます。【再掲】

② **放課後児童対策の総合的な推進【再掲】**

◎国の放課後児童対策に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、放課後に適切な遊び及び生活の場を与え、健全な育成を図る放課後児童クラブの設置を促進します。

○放課後や週末に、希望するすべてのこどもが安全に安心して集える活動拠点として「放課後子ども教室」を設け、地域の様々な人々がボランティアとして関わり、勉強、スポーツ、文化活動、地域との交流活動等を実施し、地域総がかりで取り組む青少年の健全育成を推進します。

- 放課後児童クラブと放課後子ども教室の校内交流型・連携型の取組を促進します。**【再掲】**
 - コミュニティ・スクールの仕組みを活用し、放課後児童クラブ関係者や放課後子ども教室関係者と学校関係者が連携・協力した放課後児童対策を推進します。**【再掲】**
 - 放課後児童クラブ等における障がい児の受入れを促進します。
 - えひめこどもの城をはじめとした県内児童館におけるこどもの居場所づくりを推進します。
 - 市町や民間団体等と連携し、長期休暇等におけるこどもの居場所やこどもの意見を踏まえた体験活動等の提供を推進します。
 - 地域学校協働活動推進員（地域コーディネーター）の配置促進等による地域学校協働活動の充実と多様な地域人材の参画を促進します。
- ③ 地域における子育て家庭への支援体制の充実【再掲】**
- ◎乳幼児の子育て活動の支援や乳幼児の親同士に交流の場を提供するなど、子育ての負担感の緩和を図り、安心して子育てができるようきめ細かな子育て支援サービスを提供する地域子育て支援拠点施設の設置促進を啓発します。
 - ◎子育てを援助してほしい人と援助したい人をつなぐファミリー・サポート・センターの設置・運営を支援します。
 - ◎教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報を提供したり、必要に応じ相談に応じたり助言を行ったりしながら関係機関との連絡調整を行います。
 - 生活保護世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもを対象に、生活困窮者自立支援法に基づき、こどもの学習・生活支援事業を実施し、学習支援や進路選択に関する相談や居場所づくり等の支援を行います。
- 官民共同による「子どもの愛顔応援ファンド」を活用し、子ども及び子育て世帯を支える施策を推進します。

目標指標

	目 標 指 標	基準値	目標値	担 当
82	仕事と生活の調和の実現が図られていると感じる人の割合	35.0% (R6)	向上 (R11)	少子化対策・ 男女参画室
83	女性の平均勤続年数	10.2年 (R5)	12.0年 (R8)	少子化対策・ 男女参画室
84	育児休業取得率	女性 87.1% 男性 8.5% (R5)	女性 91.7% 男性 85.0% (R8)	少子化対策・ 男女参画室
85	男女の地位が平等と感じる人の割合（「平等になっている」及び「どちらかといえばどちらかの性が優遇されている」と感じる人の割合の合計）	74.6% (R6)	85.0% (R12)	少子化対策・ 男女参画室

